

児童委員及び 主任児童委員の手引

(令和 7 年)

宮崎県福祉保健部こども政策局

目 次

第1章 児童委員制度の概要

1	児童委員の設置の背景	1
2	民生委員・児童委員の委嘱・解嘱	1
3	民生委員・児童委員の定数	1
4	民生委員・児童委員の資格及び任期	2
5	児童委員の任務と心構え	2
6	児童委員の活動	3
7	民生委員児童委員協議会について	6

第2章 主任児童委員制度の概要

1	主任児童委員の設置の背景	7
2	主任児童委員の指名（委嘱）・解嘱	7
3	主任児童委員の定数	8
4	主任児童委員の資格及び任期	8
5	主任児童委員の基本的役割	9
6	民児協における主任児童委員の役割・活動	10
7	主任児童委員の活動	11

第3章 各種相談に対する児童委員の対応等

1	各種相談（不登校・養護・非行・障がい等）に対する対応	14
2	児童に関する県内の相談機関等	16
3	児童相談所の機能	22

第4章 その他

1	児童虐待防止について	25
2	ヤングケアラーについて	29

参考資料

I	用語集（児童福祉関連用語）	32
II	児童福祉に関する制度等	38
III	こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）	62
IV	児童福祉法（抜粋）	63
V	児童虐待の防止等に関する法律	66
VI	民生委員・児童委員選任要領	76
VII	主任児童委員選任要領	80
VIII	民生委員・児童委員の定数基準について	82
IX	児童委員の活動要領	83

第1章 児童委員制度の概要

1 児童委員の設置の背景

昭和22年の児童福祉法の制定により児童委員が誕生し、昭和23年の民生委員法の制定以来、民生委員が児童委員を兼務しています。また、平成元年12月の一斉改選時から、民生委員の委嘱状に児童委員である旨が明記されました。これは、核家族化の進行や女性の就労の増加などにより、こどもと家庭を取り巻く環境が変化し、子育てへの社会的支援の必要性が増すなかで、児童委員の役割・活動がますます重要になってきたことを受けて、民生委員が児童委員でもあることを再確認するために、改めて明記することとされたものです。

2 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱

(1) 委嘱

民生委員・児童委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、知事が県の社会福祉審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣に推薦し、この推薦により厚生労働大臣から委嘱されます。

(2) 解嘱

民生委員・児童委員の解嘱は、本人の辞職願の提出により行われるのが原則ですが、本人に辞職の意志がない場合でも、次のいずれかに該当したときは、知事は社会福祉審議会の同意を経て厚生労働大臣に具申し、この具申により厚生労働大臣は解嘱できることになっています。

- ア 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- イ 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- ウ 民生委員・児童委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- エ 職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合

3 民生委員・児童委員の定数

民生委員・児童委員の定数は、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、市町村長の意見を聴いて定めます。県内市町村民生委員・児童委員の定数は下表のとおりです。

[民生委員・児童委員の定数(人)]

令和7年12月1日現在

市町村名	定 数	市町村名	定 数	市町村名	定 数
宮崎市	741	三股町	50	都農町	28
都城市	348	高原町	31	門川町	47
延岡市	322	国富町	48	諸塙村	15
日南市	174	綾町	17	椎葉村	16
小林市	123	高鍋町	48	美郷町	41
日向市	143	新富町	34	高千穂町	53
串間市	84	西米良村	10	日之影町	24
西都市	87	木城町	15	五ヶ瀬町	21
えびの市	61	川南町	33		
合 計					2,614

4 民生委員・児童委員の資格及び任期

(1) 資格

民生委員・児童委員は市町村の議会の議員の選挙権を有する者で、以下の基準に照らして民生委員・児童委員として適當である者でなければなりません。

[選任基準（「宮崎県民生委員・児童委員選任基準」より抜粋）]

- ア 人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉及び児童福祉の増進に熱意のある者であること。
 - ① 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
 - ② その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域住民が気軽に相談に行けるような者
 - ③ 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
 - ④ 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
 - ⑤ 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に关心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者
- イ 地域住民の信頼が厚く、地域福祉の向上に積極的な活動が期待できる者
- ウ 民生委員・児童委員としての立場や活動を政治目的のために利用しない者
- エ 活動するにあたって時間的に余裕があると認められ、かつ長期不在のおそれがないこと。

(2) 任期

民生委員・児童委員の任期は3年で、令和7年12月1日付け一斉改選に伴い令和10年11月30日までが任期となります。

また、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間となります。

5 児童委員の任務と心構え

(1) 児童委員の任務

ア 地域における活動の推進

こども、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域においてこどもの健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、こどもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めます。

イ 関係機関との連携・協力

こども、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力します。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされていますが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力します。

(2) 児童委員の心構え

ア 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域におけるこども、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務に鑑み、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高めます。

イ 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくります。

ウ 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処します。

エ 住民の立場に立った活動

支援を必要とするこども、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、こども及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することが原則です。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努めます。

6 児童委員の活動

(1) 実情の把握と記録

ア 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握します。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努めます。

イ 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とするこども、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握します。また、市町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告します。

ウ 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票（参考資料 IX児童委員の活動要領を参照）を参考に正確に記録を行うよう努めます。

なお、個人の秘密の保持には十分留意します。

(2) 相談・支援

担当区域内のこども、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努めます。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行います。

相談・支援の代表的な事例としては、以下のようなものがあります。

ア 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行います。

イ 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とすることも及びその保護者、妊娠婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行います。特にこどもに関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行います。

ウ 委託による指導

県知事又は児童相談所長の措置により、こどもやその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導します。

エ 施設に入所中の子どもの家族等及び施設から退所した子ども等に対する支援

児童福祉施設に入所中の子どもの家族等について、また施設から退所する子ども及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その子ども及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努めます。

オ 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所、里親支援センター等に連絡するなど、里親の開拓に協力します。

カ 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

① 妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨します。

② 市町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言します。

(3) こどもの健全育成のための地域活動

地域において子どもの健全育成を行う者等と連携し、以下のような活動を行い、子どもの健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、子どもの健やかな育成に関する気運の醸成に努めます。

ア 子どもの健全育成のための地域活動の促進

① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、子どもの健全育成に関する活動に対し援助・協力します。また、地域におけるボランティア活動への子どもの参加を促進・支援します。

② 児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与します。

③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力をしています。

イ 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力します。

ウ 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

① 児童福祉文化財の健全化を図るため、県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に發揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供します。

② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努めます。

エ 施設の設置及び子どもの居場所の確保の促進等

子どもの居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進します。

オ 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から子どもを守るために、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努めます。

また、子どもの自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努めます。

カ 子どもの非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等子どもの非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある子どもの把握とその補導、更生に努めます。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、子どもを取り巻く家庭及び地域環境の改善、整備に努めます。

(4) 児童虐待への取組み

全国的に児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、本県においても児童相談所等に対する虐待の相談件数も高止まりの状況であることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行います。

ア 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援することなどにより、児童虐待の発生を予防します。

イ 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図ります。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

ウ 再発防止

市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行います。

エ 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市町村において、こども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画します。

(5) 意見具申

ア 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところによりこども等に係る措置、それに要する費用負担等について、県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき、こども等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力します。

イ 自発的な意見具申

こども等に関する施策及びその実施について、こども等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出します。

(6) 連絡通報

保護者のいないこども、虐待を受けていると思われるこども、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要なこども、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報します。

こども、妊産婦、母子家庭等に關し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市町村長を経由しますが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市町村長に報告します。

7 民生委員児童委員協議会について

(1) 組織

すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）」に所属し活動をしています。民児協には、民生委員法第20条により市町村の一定区域ごと（町村は原則として全域に一区域）に設置が定められている法定単位民児協と、市、区または郡、都道府県・指定都市に組織される連合民児協とがあります。

(2) 民児協の活動

民児協では、委員それぞれの活動を通じて把握する地域の課題を共有し、対応方法について検討したり、委員への研修を実施したりしています。個人としての民生委員・児童委員を組織としての民児協が支え、さらには民児協として関係機関・団体と連携・協働して地域福祉の推進に取り組んでいます。各民児協において、地域の実情に即した重点目標を掲げ、地域住民が安心して生活できるまちづくりのためにさまざまな取組をしています。

第2章　主任児童委員制度の概要

1　主任児童委員の設置の背景

近年、出生率の低下に伴う少子化の進行など、子どもと家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」が社会全体の課題となってきたことから、地域住民に最も近い存在である児童委員の活動のさらなる推進を図ることを目的に、従来の区域担当児童委員に加え、平成6年1月1日から、児童福祉に関する事項をこれまでの活動経験などを活かして担当する児童委員を「主任児童委員」として、単位民生委員児童委員協議会（単位民児協）ごとに設置することとなりました。

その後、児童虐待等の問題が増加するなど、児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、主任児童委員の活動の一層の活性化を図ることを目的に、平成13年12月1日から施行された改正児童福祉法において、主任児童委員が法律上明確にされました。

2　主任児童委員の指名（委嘱）・解嘱

（1）指名（委嘱）

主任児童委員は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、知事が県の社会福祉審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣に推薦し、この推薦により厚生労働大臣から指名（委嘱）されます。

（2）解嘱

主任児童委員の解嘱は、本人の辞職願の提出により行われるのが原則ですが、本人に辞職の意志がない場合でも、次のいずれかに該当したときは、知事は社会福祉審議会の同意を経て厚生労働大臣に具申し、この具申により厚生労働大臣は解嘱できることになっています。

- ア　職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- イ　職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- ウ　児童委員たるにふさわしくない非行のあった場合
- エ　職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合

3 主任児童委員の定数

主任児童委員の定数は、知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、市町村長の意見を聴いて定めます。県内市町村主任児童委員の定数は下表のとおりです。

[主任児童委員の定数（人）]

令和7年12月1日現在

市町村名	定 数	市町村名	定 数	市町村名	定 数
宮崎市	54	三股町	3	都農町	2
都城市	30	高原町	2	門川町	3
延岡市	34	国富町	3	諸塙村	2
日南市	18	綾町	2	椎葉村	2
小林市	12	高鍋町	3	美郷町	5
日向市	12	新富町	2	高千穂町	3
串間市	12	西米良村	1	日之影町	2
西都市	11	木城町	2	五ヶ瀬町	2
えびの市	4	川南町	2		
合 計					228

4 主任児童委員の資格及び任期

(1) 資格

主任児童委員は市町村の議会の議員の選挙権を有する者で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意を有する者であつて、児童委員として適當である者でなければなりません。（第1章第4項参照）

さらに、次に掲げる基準に照らして主任児童委員としてふさわしい者であることとなっています。

[選任基準（「宮崎県主任児童委員選任基準」より抜粋）]

児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者

- ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験がある者
- イ 学校等の教員の経験を有する者
- ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
- エ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、P T A活動等の活動実績を有する者

(2) 任期

主任児童委員の任期は3年で、令和7年12月1日付け一斉改選に伴い令和10年11月30日までが任期となります。

また、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間となります。

5 主任児童委員の基本的役割

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、自己の経験を活かし、区域担当児童委員の活動と一体となって、主に以下の活動に取り組みます。

(1) 児童福祉関係機関・施設等との連携とネットワーク構築

- ア 児童相談所、福祉事務所、市町村、保健所、医療機関等の関係機関や、保育所、児童養護施設、障がい児施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童館などの児童福祉施設との関係を密にし、施策や活動の現状を把握すること。
- イ 学校などの教育機関と連携を取り、学校の現状や援助を必要とする児童の状況について把握すること。
- ウ 児童福祉施設を利用あるいは入所している乳幼児、児童で個別援助が必要な者について、施設職員などとの連絡のなかで常に把握し、また、必要に応じて、その親や親族の地域における状況を把握すること。
- エ 児童福祉に関わる地域の組織・団体（こども会、地域活動クラブ（母親クラブ）、母子会など）と連携して活動状況を把握するとともに、各組織・団体のネットワークづくりに努めること。

(2) 区域担当児童委員への援助活動

区域担当児童委員が、当該区域内の児童及び妊産婦、母子家庭などに対して行う調査・指導などの活動に対し、区域担当児童委員の要請に基づき必要な援助・協力をすること。

(3) 個別援助活動が必要な家庭への援助

個別援助活動が必要なこども、家庭への援助活動については、区域担当児童委員からの要請、民児協会長などの要請等に基づき、必要な活動を行うこと。

また、活動する上で、こども及び保護者への共感による相互の信頼関係に立って支援することを基本に、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努めるとともに、家庭のプライバシーの保護に留意すること。

なお、主任児童委員が直接、地域住民から相談を受けた場合、相談者の意向も配慮しながら、区域担当児童委員や民児協会長にも連絡すること。

(4) 単位民児協事業の企画・実施への援助

単位民児協組織内においては、児童問題の把握と、単位民児協が児童委員活動に関わる事業を企画・実施する場合の援助・協力者（スタッフ）として、その活動に関わること。

6 民児協における主任児童委員の役割・活動

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する者として配置され、民児協においては、その専門性を活かして、児童委員活動の一層の充実を図ることが期待されています。

民児協の運営上、求められている役割等は、以下のとおりです。

(1) 民児協定例会への参加

主任児童委員は、民児協を構成する「民生委員・児童委員」として、民児協定例会に出席し、区域を担当する民生委員・児童委員の活動内容や区域の現状等を把握するとともに、児童福祉に関する課題や社会資源の状況について情報共有するなど、児童福祉に関する事項について共通認識を深めることができます。

(2) 民児協会長との意思疎通

主任児童委員には、民児協会長と十分な意思疎通の上、区域担当児童委員と一体となった活動が期待されています。このため、児童福祉の問題に際しては、その活動経験などを活かし、民児協会長の協力者として補佐することが望まれます。

(3) 区域担当児童委員との信頼関係醸成と連携促進

主任児童委員は、地域における児童福祉活動の一層の推進のため、区域担当児童委員と一緒にとなって積極的な活動を行うことが必要なため、日頃からコミュニケーションを密にし、それぞれの地域での必要な活動についての意見交換や情報共有が必要です。

(4) 地域における児童福祉関係機関等との橋渡し

児童福祉の問題において、区域担当児童委員と地域の児童福祉関係機関（団体、施設、学校等）につなぐことが重要ですので、主任児童委員は、日頃からこれらの機関と連絡調整や協議を行うなど交流機会を設けることが大切です。

このため、児童福祉関係機関との連絡会議や地域の健全育成関係の協議会等へ積極的に参画することが必要です。

(5) 主任児童委員相互の意思疎通

個別ケースが広域にわたることも予想されるため、近隣民児協の主任児童委員との意思疎通を図るため、日頃から交流することが必要です。

また、児童相談所や福祉事務所などが実施する連絡会議、研修会等を活用し、事例研究や情報交換を行うことにより、連携を強化することも大切です。

(6) その他、研修等への取り組み

民児協内で、個別ケースの事例研究や、児童福祉等に関する研修会等の企画・実施を進めることが必要です。

また、日頃から児童福祉の問題について見識を深め、自己研鑽に努めることも大切です。

7 主任児童委員の活動

児童委員活動の基本は、「子どもの権利条約」や「児童福祉法」に則り、「子どもの最善の利益」を保障していくことです。

この基本理念を念頭に置き、困難な問題を抱えた家庭に対する個別援助活動、主として子どもを対象とした健全育成活動、親や家庭の子育てに焦点を当てた子育て支援活動、児童虐待防止のための活動という4つの活動を展開していきます。

これらの活動における主任児童委員の主な役割等は以下のとおりです。

(1) 個別援助活動における役割

主任児童委員は区域担当児童委員と一体となって、直接的または間接的に個別援助を展開していくことになり、主に以下のような役割が求められます。

ア 区域担当児童委員を支援する活動

民児協や区域担当児童委員からの要請を受けて、児童福祉の問題が多発している地域、複数で担当することが望ましい事例への応援協力などで、直接家庭にかかわる個別援助を行う場合があります。

また、日常的なネットワーク活動で把握した広域にわたる社会資源（児童福祉及び関連分野全般）に関する情報を区域担当児童委員や家庭に提供することや、その活用を図ることも期待されます。

なお、主任児童委員が直接保護者や親族、地域住民、関係機関から相談を受けた場合、相談者の意向にも配慮しながら、区域担当児童委員や民児協会長にも情報共有が必要です。

イ 知識・情報の提供

自己の経験や活動に基づいた知識・技術、社会資源に関する情報を、区域担当児童委員や個別援助を利用する家庭に提供し、子育て援助をより効果的なものとする役割も期待されます。

ウ ネットワークの構築等

市町村児童福祉主管課、児童相談所、福祉事務所、保健所や保育所、児童館、児童養護施設などの児童福祉施設、幼稚園や学校、その他の関係機関とは、日頃から連携を深めることが必要です。

連携の方法として、定例的に連絡の機会を設けたり、平素の活動において情報交換したりするなどのほか、関係機関主催の研修会等への参加や民児協を通して会議を開催することも効果的です。

このほか、主任児童委員が個別援助に関わる場合には、その援助が児童相談所や福祉事務所などが行う援助活動のなかでどう位置づけられるのかを児童相談所等とすり合わせた上で、必要に応じて地域住民や児童委員による援助ネットワークを構築し、主に調整役（コーディネーター）として、個別援助を必要とする家庭に対し円滑な援助を提供することが期待されます。

(2) 子どもの健全育成活動における役割

従来から児童委員は、「非行防止」「悪書追放」などの活動を通して、子どもの健全育成活動を推進してきましたが、これまでの実績を踏まえながら、「遊び」や「体験学習」を活用し

た新たな健全育成活動の展開が望まれます。

また、子どもの健全育成のために、地域住民の理解を深め、子育てのための地域社会のネットワークを構築することが重要であり、ひいてはそのネットワークが個別援助活動にも役立つようになります。

ア　子どもにやさしい街づくり活動

子どもを対象として、親子、あるいは高齢者とのふれあい活動、自然とふれあうキャンプ活動、子どものボランティア活動、オリエンテーリングや各種スポーツ大会など様々な行事の企画・運営を行います。

また、子どもの遊び場マップづくりや、児童福祉や関連する社会資源のマップづくりを行うなどにより、それぞれの地域の子どもを取り巻く実情を把握することが健全育成活動の基本となります。

さらには、子どもや妊産婦等が暮らしやすい街づくりの推進のために、行政等に意見具申を行うことも大切な活動のひとつです。

イ　支援活動

家庭環境などにより共通のニーズを持つ子どもたちに対しては、地域レベルで、各種サービスを関係機関・施設等と一緒に提供していきます。例えば、共働き家庭の子どもたちに対しては、放課後児童対策として、児童館の児童厚生員や放課後児童クラブの指導員などと連携して、その健全育成を図っていきます。

ウ　子どものための環境改善

従来から続けてきた「遊び場設置」「非行防止」「悪書追放」「事故防止」などの活動の一層の推進を図っていきます。

エ　地域の関係機関・施設・団体の組織化と連携

効果的な健全育成活動に取り組むためには、地域の施設、団体等の関係機関との連携が必要です。このため、主任児童委員は以下の機関等を活用できるように熟知し、これまでの経験等に基づいた人的ネットワークの基盤を広げることが重要です。

- ① 市町村児童福祉主管課、児童相談所、福祉事務所、児童館・保育所などの児童福祉施設、
　　その他の社会福祉施設
- ② 保健所、市町村保健センター、病院など
- ③ 幼稚園、小・中・高等学校、PTA、教育委員会、公民館、教育センターなど
- ④ 社会福祉協議会、地域活動クラブ、子ども会、老人会、婦人会、自治会、子育てサークル、ボランティアグループ、青少年健全育成団体など
- ⑤ 警察、家庭裁判所など
- ⑥ 学識経験者など

(3) 子育て支援活動における役割

近年の少子化、核家族化の進行、女性の社会進出の増大など子どもと家庭を取り巻く環境は変化しており、また、地域社会の関係性の希薄化に伴い、子育て中の親は育児に対する不安を抱え孤立している現状があるともいわれています。

少子化社会の中で、安心して子どもを生み育てられる環境づくりへの取組が喫緊の課題であり、地域における子育て支援活動の重要性が一層増しています。

子育て支援活動の中で、主任児童委員は活動全体を把握し、関係機関との連絡調整や全体運営に携わることになりますが、具体的な進め方としては以下のようないります。

ア 子育て中の親のグループ活動の育成支援

児童委員と一体となって、保健所や市町村保健センター、母子保健推進員などと協力しながら、子育てグループの企画・育成に努めます。例えば、地域の子育てグループから育児講座の開設を要望された場合、主任児童委員は、関係機関との連絡調整や全体運営に関わっていくことが期待されます。

また、自主的な子育てグループと関係機関との橋渡し役や、グループ結成のきっかけづくりや発足からグループがひとり歩きするまでの援助なども期待されます。

イ 関係機関との連携による活動推進

日頃から地域のこどもや家庭の状況を把握する中で課題となっている事項について、関係機関等へ意見具申したり、市町村等により設置されている児童健全育成関連の協議会等へ参画したりするなど、関係機関等と連携して、活動を進めていくことが期待されます。

(4) 児童虐待における役割

こどもへの虐待については、こどもの心に深刻な影響を与えるばかりではなく、時として尊い生命が失われる危険性もあり対象児童の早期発見・早期対応が必要です。

そのため、区域担当児童委員の活動として、担当地域において保護を必要とするこども、妊娠婦、ひとり親家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握することや、保護が必要な対象者にそれぞれの抱える問題に応じて利用できる施設やサービス等について助言するとともに、専門的な相談・指導が必要と考えた場合には、主任児童委員との連絡調整を行うことなどが求められています。

虐待防止にはこどもと家庭を取り巻く関係機関が連携を図り、一体となって問題解決にあたることが不可欠となっており、主任児童委員には次のような取組が求められています。

ア 児童虐待防止地域協力員

県が実施する児童虐待に関する専門研修を受講し、児童虐待防止地域協力員として児童虐待の防止や早期発見について広く地域住民への周知を図り、住民の身近なところでの通告、相談、援助等の体制整備を推進します。

イ 要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)

市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の構成員となり、市町村を中心に、児童相談所や保健所、学校、主任児童委員等の関係機関が情報共有を行い、関係機関が連携して虐待の効果的な解決及び支援を図ります。

第3章 各種相談に対する児童委員の対応等

1 各種相談（不登校・養護・非行・障がい等）に対する対応

（1）不登校に関する相談

不登校には、怠学傾向によるもの、発達障害や神経症的なもの、いじめ等の外圧によるもの、家庭環境（金銭問題、介護、家庭内不和）によるものなどがあり、その原因は様々です。

問題解決にはその原因を的確に捉え支援することが大切で、原因の捉え方や支援を間違えると不登校はなお一層深刻となります。

不登校に関する相談があった場合、こどもへの面接、心理検査、医学的検査、生育歴と家庭環境、保護者の養育態度、学校での生活態度等、子どもの生活全般にわたって調査・検査し原因を明らかにすることが重要であり、その支援方法等も原因によって異なることから、市町村、児童相談所等に相談し、支援方法等について助言を受けることが大切です。

（2）養護相談

養護相談には、保護者の死亡、離婚、失踪、病気等によりこどもを家庭で養育することが困難となった場合や保護者の養育放棄や虐待によりこどもを保護者に監護させることが不適切と判断される場合などがあります。

これらは、時として子どもの生命にも関わる事態を引き起こしたり、家庭環境に起因する不登校や非行問題を発生させる原因のひとつとなる場合があります。また、予期せぬ妊娠をし、周囲に相談できないまま一人で出産し、出産直後に乳児を遺棄する事件も発生しています。

こどもにとって不適切な養育環境をすばやく察知し、市町村や児童相談所などに相談するなど速やかな対応が必要となります。

また、状況によっては、児童相談所による乳児院や児童養護施設への入所措置やDV（配偶者からの暴力）被害に遭った母子の一時保護の必要性も考えられることから、市町村、児童相談所、福祉事務所や女性相談支援センターなどと連携を図り、速やかに相談することが必要です。

（3）非行相談

非行は大きく分けて、犯罪行為とぐ犯行為に分けられます。

犯罪行為は、窃盗など刑罰法令に触れる行為であり、ぐ犯行為とは家出や徘徊など犯罪行為ではないが、そのままの状態を放置すれば、罪を犯すおそれのある状況を言います。

犯罪行為について、満14歳未満は「触法少年」として警察から児童相談所等に通告され、児童福祉法により処遇（在宅指導や児童自立支援施設又は児童養護施設への入所等）が行われ、14歳以上は「犯罪少年」として警察から家庭裁判所に送致され少年法により保護処分（在宅指導や少年院への入所等）が行われます。

18歳未満のぐ犯行為は児童福祉法と少年法、いずれにおいても処遇（在宅指導や施設等への入所等）が行われます。

非行の原因としては、知的能力による判断力の欠如、意志薄弱や情緒不安定等の性格的な偏り、家庭の指導力の欠如や地域環境の影響、非行の模倣や非行集団への憧れなど様々な原因が

考えられることから、関係機関からの助言を受け、学校や家庭と連携した対応が望まれます。

また、非行防止対策として、地域において環境を浄化する運動や家庭の指導力向上を図る家庭教育の推進、こども同士の交流行事や奉仕活動などを通じて、思いやりの心や豊かな感性、社会性を育む活動が推進されなくてはなりません。

主任児童委員は、これらの企画、参画等に積極的に取り組むことが望されます。

(4) 障がい等の相談

身体障がいや知的障がい等についての相談には、知的発達の遅れ、肢体（四肢と体幹）の機能障がい、視聴・言語の機能障がい、重度の知的障がいと重度の肢体の障がいの重複障がいをもつ重症心身障がい、虚弱児や小児喘息などの保健相談などがあり、原因についても先天的なものや後天的なものがあり、これらの原因を明確にすることが処遇上大切なことです。

障がい児の相談機関としては、市町村、児童相談所、県立こども療育センター、保健所等があります。

障がいの発生予防や障がいの早期発見については、保健所による未熟児等に対する訪問指導、市町村による妊産婦や乳幼児の保護者に対する指導や新生児に対する訪問指導、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等が実施されています。

身体に障がいのあるこどもに対しては、障がいの除去又は軽減を図る手術等の医療を給付する支援医療制度（育成医療）、重症心身障がい児の医療費の助成や児童相談所による訪問指導、身体機能の障がいを補う車いす等のほか、こども療育センターによる機能回復訓練などが実施されています。

また、福祉型障害児入所施設や医療型障害児入所施設の利用に係る支給決定は児童相談所において、通所サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）の利用に係る支給決定は市町村において行われているほか、特別児童扶養手当の給付も行われています。

障がい等の相談があった場合、早期発見、早期治療と各種制度を有効に活用することが大切であることから、相談の内容に応じて関係機関を紹介するとともに、各種制度について助言することが望されます。

2 児童に関する県内の相談機関等

(1) 相談機関一覧

(令和7年4月1日時点)

機 関 名	相 談 内 容	連 絡 先 等
児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待や子育てなど子どもに関する相談	毎日 24時間 189
児童相談所	・養護、非行、不登校相談 ・知的・身体障がい児相談 ・児童福祉施設入所相談 ・里親・里子相談など児童福祉全般の相談	月～金 8:30～17:15 中央児童相談所 (0985) 26-1551 都城児童相談所 (0986) 22-4294 延岡児童相談所 (0982) 35-1700
こども家庭支援センター「つぼみ」	こどもの養育に関する相談	毎日 8:00～21:00 (0985) 78-3737
児童家庭支援センター「ゆうりん」		毎日 8:00～18:00 (0986) 45-2140
ふれあいコール (各教育事務所)	いじめ、不登校、家庭教育、発達等に関すること	教育研修センター (0985) 38-7654 (0985) 31-5562 平日 8:30～21:00
24時間子どもSOSダイアル	いじめ、不登校など学校教育の悩み全般	毎日 24時間 0120-0-78310
子ども・若者総合相談センター「わかば」	ひきこもり、不登校、ニートなど子ども・若者に関する相談	月～水、土・日 10:00～17:00 (0985) 41-7830
子どもの人権110番 (宮崎地方法務局)	いじめ、体罰など子どもの人権全般の相談	月～金 8:30～17:15 (0120-007-110)
こころの電話 (県精神保健福祉センター)	心の悩み、性格行動等の精神保健全般の相談	月～金 9:00～19:00 (0985) 32-5566
障がい者110番 (県障害者社会参加推進センター)	障がい者・児の日常生活や権利擁護等に関する相談	月～金 9:00～17:00 (0985) 26-3040
県身体障害者相談センター	身体障がいに関する様々な相談	月～金 8:30～17:15 (0985) 29-2556
ヤングテレfon (各警察署)	・非行、家出、交友関係、いじめ等の相談 ・防犯相談 ・家出人相談	24時間 (本部は土日祝祭日及び12/29～1/3までを除く 8:30～17:15) 本部(0985) 23-7867 宮崎北(0985) 28-7874 宮崎南(0985) 51-7373 日南(0987) 23-0399 串間(0987) 72-5552 都城(0986) 23-7874 小林(0984) 22-3741 えびの(0984) 33-5552 高岡(0985) 82-3749 西都(0983) 42-1110 高鍋(0983) 23-3741 日向(0982) 53-6860 延岡(0982) 21-7874 高千穂(0982) 72-6220

宮崎少年鑑別所 (思春期ひむか相談室)	非行・家庭・学校・交友相談	月～金 9:00～17:00 (0985) 22-7830
宮崎保護観察所 (宮崎地方局合同庁舎3階)	非行相談	月～金 9:00～17:00 (0985) 24-4345
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・家事(離婚、親権、財産等) ・調停・審判手続等 ・非行相談 	月～金 8:30～17:00 宮崎地方裁判所 (0985) 23-2261 宮崎家庭裁判所 都城支部 (0986) 23-4131 宮崎家庭裁判所 延岡支部 (0982) 32-3291 宮崎家庭裁判所 日南支部 (0987) 25-1188
福祉こどもセンター等 ①母子・父子自立支援員 ②社会福祉主事	<ul style="list-style-type: none"> ①母子福祉資金貸付等母子家庭等の生活全般の相談 ②生活困窮等生活全般 	月～金 9:00～16:00 中央福祉こどもセンター (0985) 26-1551 南部福祉こどもセンター (0986) 23-4520 児湯福祉事務所 (0983) 22-1404 北部福祉こどもセンター (0982) 35-1700 西臼杵支庁福祉課 (0982) 72-2193
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもについての相談 (小児慢性特定疾病など) ・こころの相談 (うつ・アルコール依存症薬物など) ・感染症の相談 (結核・エイズなど) ・難病の相談 (特定疾患・骨髄バンクなど) ・生活習慣病についての相談 (がん・たばこの害など) ・不妊専門相談「ウイング」 (不妊に関する専門相談) ・女性専門相談「スマイル」 (女性の健康に関する専門相談) 	月～金 8:30～17:15 中央(0985) 28-2111 日南(0987) 23-3141 都城(0986) 23-4504 小林(0984) 23-3118 高鍋(0983) 22-1330 日向(0982) 52-5101 延岡(0982) 33-5373 高千穂(0982) 72-2168 宮崎市(0985) 29-5281 専用電話 (0985) 22-1018 毎週 月～金 ※相談時間 9:30～15:30
		専用電話 (0985) 28-2668 每週 月～金 ※相談時間 9:30～15:30

女性相談支援センター	女性の保護（DV、生活困窮、性被害等）相談	面接相談 月～金 9:00～18:00 (年末年始、祝日除く) 電話相談 月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00 (年末年始、祝日除く) (0985) 22-3858
発達障害者支援センター	・相談支援 ・発達支援 ・就労支援 ・普及啓発・研修	月～金 9:00～17:00 中央発達障害者支援センター (0985) 85-7660 都城発達障害者支援センター (0986) 22-2633 延岡発達障害者支援センター (0982) 23-8560
医療的ケア児支援センター	医療的ケア児に関する様々な相談	月～金 9:30～16:00 (年末年始、祝日除く) (0985) 85-6526
里親支援センター 「里親支援センターみやざき」	・里親に関する相談・援助 ・普及啓発・研修等	月～金 10:00～18:00 (年末年始、祝日除く) (0985) 20-1220

(2) こども食堂

こども食堂は、貧困の状況にあるこどもだけが集まる場所ではなく、世代にかかわらず、気軽に集まることができる地域の居場所となっています。

このような地域での居場所を増やすことにより、支援を必要としているこどもたちに気づき、必要な支援窓口に繋がる可能性が高くなることが期待されます。

県内のかども食堂は以下のとおりです。（※公開可能なこども食堂を掲載）

(令和7年4月1日現在)

	市町村名	名称	場所	日時
1	宮崎市	東大宮こども食堂	東大宮地域内	不定期
2	宮崎市	カフェさくらんぼ	宮崎市生目台東4丁目6-1 (カリヨンプラザ内)	毎週土曜日
3	宮崎市	大宮子ども食堂えがお	大宮小学校	毎月第4土曜日
4	宮崎市	大塚台こどもの日「子ども食堂」	宮崎市大塚台西2丁目19-1 (大塚台地域福祉コミュニティセンター内)	夏休み
5	宮崎市	うり・くら食堂	宮崎市大字瓜生野3909-39 (宮崎市ふるさと農産物加工センター)	毎月第4土曜日
6	宮崎市	ひまわり食堂	宮崎市太田3丁目139-1 (太田自治公民館)	毎月第4土曜日
7	宮崎市	地域食堂うみさちやまさち	宮崎市青島4丁目6-16 (ドルフィン青島研修所)	毎月第3回水曜日
8	宮崎市	ふれあい食堂	宮崎市佐土原町下田島12075-1 (梅野地区学習館)	毎月第2土曜日
9	宮崎市	ほっこり食堂	宮崎市清武町船引317-1 (西新町自治公民館)	毎月第3土曜日
10	宮崎市	住吉ひなたの会	住吉公民館 花ヶ島団地集会場	偶数月第1土曜日
11	宮崎市	WAKUWAKU 夢広場ふれあい食堂	宮崎市田野町乙9510-1	毎月第4土曜日
12	宮崎市	おひさまきつちん	宮崎市まなび野1-13-1 (まなび野コミュニティセンター)	毎月第3日曜日

13	宮崎市	子ども食堂ゆうゆうくらぶ	橋通東4丁目5-27	毎月第2土曜日
14	宮崎市	たんぽぽハウス本郷	宮崎市郡司分甲2229-3 (下南方自治公民館)	毎月祝日の日
15	宮崎市	cafe banbanhey 的キッズレスキー	宮崎市柳丸町43-19	営業時間中 (事前予約制)
16	宮崎市	おどみんなのしょくどう	小戸小学校 (大工1丁目5番43号)	毎月第3土曜日
17	宮崎市	TANO 子ども食堂	宮崎市田野町甲2823番地3 (田野児童センター内)	不定期
18	宮崎市	みどり食堂	宮崎市大字赤江1485-1 (緑ヶ丘自治公民館)	毎月第3水曜日
19	宮崎市	わがや	宮崎市佐土原町下那珂791-5 (助産院わがや)	毎月第3水曜日
20	宮崎市	じんぐうのもり子ども食堂	宮崎市矢の先町78-1	毎月第3土曜日
21	宮崎市	りすのおうち「グリーンベース」	宮崎市吉村町218-23	毎週土曜日
22	宮崎市	久津良きずなこども食堂	宮崎市高岡町内山2877 (高岡福祉保健センター・穆園館)	毎月第4土曜日
23	宮崎市	ニシタチ子ども食堂	一番街通りアーケード	毎月第4月土曜日
24	宮崎市	跡江わんぱく食堂	宮崎市大字跡江2203 (跡江公民館)	毎月第4土曜日
25	宮崎市	元気っ子会	宮崎市和知川原1丁目74 (和知川原公民館)	毎月第4日曜日
26	宮崎市	なかつせ寄合所	宮崎市中津瀬町85 (サークル中津瀬)	不定期
27	宮崎市	みらい元気の家	宮崎市佐土原町下田島20290-1	不定期
28	宮崎市	こどもレストランひまわり	宮崎市橋通西1-4-14 加田屋ビル1階 (洋食居酒屋 くら)	毎月第2・第4土曜日
29	宮崎市	もこもこ親子カフェ	宮崎市田野町乙10905-38	毎月第1土曜日
30	宮崎市	江平こども食堂	宮崎市駅東3丁目6番7号 (パレット)	毎月第1土曜日
31	宮崎市	栄町みんなのカフェテラス	宮崎市別府町5-18 (栄町街区公園)	毎月第3土曜日
32	宮崎市	○(まる)食堂	宮崎市池内町榎迫423-2	毎月第1日曜日
33	宮崎市	はるみや子供食堂レザン	宮崎市高千穂通1-3-29 (天理教治宮分教会)	毎月第2土曜日
34	宮崎市	ゆめカフェ	宮崎市郡司分甲5231-3 (COICH CAFÉ)	毎月第2木曜日
35	宮崎市	南区自治会子ども食堂	宮崎市大塚町地蔵田4672-2 (大塚町南区自治公民館)	毎月1回不定期
36	宮崎市	子ども食堂たんぽぽ	宮崎市西池町2-39	毎月第2土曜日
37	宮崎市	なごみ食堂	宮崎市恒久4丁目14 (津屋原公民館)	毎月第4土曜日
38	宮崎市	ミナクル食堂	宮崎市吉村町江田原甲208-2	毎月第2土曜日
39	宮崎市	ブチ・コパン シングルマザー子ども食堂	宮崎市錦町5-13グラート錦町店2階 (まちの居場所「たいよう」)	毎月2回不定期
40	宮崎市	こどもカフェレンズモア	宮崎市大字恒久5099-1	毎月第3水曜日
41	宮崎市	ひまわりの家	宮崎市祇園2丁目35番地	毎月第3金曜日
42	宮崎市	CAFE MOI	宮崎市神宮東1-2-42 (宮崎県立東高等学校内)	毎月2回水曜日
43	宮崎市	エデュコキッチン	宮崎市大淀4丁目5-25 宮崎南駅前ビルD棟1F	毎月第4金曜日
44	宮崎市	ぽかぽか食堂	宮崎市南花ヶ島町336-1第7常盤ビル101 (居酒屋やまと)	毎月第3日曜日
45	宮崎市	子ども食堂にし飯	宮崎市中村東1丁目5-16 丸金ビル2F	毎月第3日曜日
46	宮崎市	ロバさんこども食堂	宮崎市学園木花台南3丁目18 (学園木花台自治公民館)	毎月最終土曜日
47	宮崎市	Ottene	宮崎市吉村町曾師前甲3166	毎週月～土曜日
48	都城市	みらい創造舎 朝市・子ども食堂	都城市都原町11-5	年4回(5月、10月、12月、3月)
49	都城市	ばあばのお勝手	都城市高城町石山1509-9	第3日曜日 11:30～(要予約40食)
50	都城市	むたまちこども食堂	都城市牟田町19-13 吉左右ビル1F 樹の恵	第1土曜日 11:00～(40食)

51	都城市	おひさま広場	都城市都原町 37 - 2	第3日曜日 11:00～13:00（要予約）
52	都城市	じゅうじ屋	都城市五十町 2283 - 7 中尾自治公民館	第4日曜日 11:30～15:00
53	都城市	paso a paso	都城市下長飯町 581-4	第2土曜日 18:00（要予約）
54	都城市	特定非営利活動法人らしく	①都城市内を巡回 ②都城市都島町 3594-2	①不定期 ②第3水曜日（要予約）
55	都城市	地域食堂 まる	都城市太郎坊町 1638	第2土曜日 11:00～（要予約40食）
56	延岡市	こども食堂のべおか今山	延岡市山下町 1 丁目 6-1-3	第1～3、5金曜日 17時～ 第4土曜日 11時～ 毎週火曜日 12時～
57	延岡市	子ども食堂 土曜給食 オープencafe	保育施設うちのん (延岡市桜小路 344-1)	第1土曜日 11時30分～13時30分
58	延岡市	とどろ食堂	一ヶ岡コミュニティセンター (延岡市南一ヶ岡 2 丁目 17-1-3)	第2・4土曜日
59	延岡市	子ども食堂 恒富	延岡市古城町 1 丁目 3-14	第4土曜日
60	延岡市	ふれあい食堂にこにこ キッチン	南方東コミュニティセンター (延岡市西階町 1 丁目 4183-1)	主に第4土曜日 11時30分～14時
61	延岡市	みんなの食堂 牧	牧公民館 (延岡市牧町 4417 番地)	第3土曜日
62	延岡市	子ども食堂 桜ヶ丘	桜ヶ丘B地区集会所 (延岡市桜ヶ丘 3 丁目 6990-2)	第1土曜日
63	延岡市	こども食堂 もも太郎	延岡市中央通 3 丁目 4-3	毎週日曜日
64	日南市	日南こども食堂	九州電力日南営業所 (日南市中央通 1-8-8)	第4土曜日
65	日南市	黒木屋こども食堂	黒木屋宮崎日南 (日南市上平野 2-4-5)	第2日曜日（祝祭日の場合は月曜日）
66	小林市	みんなの子育て広場	小林市社会福祉協議会 (小林市細野 367-1)	第4土曜日
67	小林市	えがお食堂	地域交流の家えがお (小林市堤 2913-18)	第3土曜日
68	小林市	ふれあい交流食堂元気 De 荘	高齢者ケアセンター きりしまの園 (小林市野尻町三ヶ野山 4336-74)	第2土曜日
69	小林市	にっこばふれあい食堂	西小林公民館 (小林市南西方 5942-33)	偶数月第1土曜
70	小林市	すきすき食堂	須木総合ふるさとセンター (小林市須木中原 1741-1)	偶数月
71	小林市	こども給食室	小林市細野 1617-12 (HUG別館／コインルーム 1 F)	毎月第2土曜日 10:00～13:00
72	日向市	子ども食堂 ひゅうが絆	大王谷コミュニティセンター (日向市亀崎東 4 丁目 10)	第2土曜日
73	日向市	よろこび食堂	日向市美々津	2か月に1回土曜日
74	日向市	コパン屋のこども食堂	日向市原町 (コパン屋)	第3土曜日
75	日向市	鉢島こども食堂	日向市細島 (らーめん鉢島)	第4水曜日
76	日向市	地域食堂「お結び」	日向市財光寺	第2土曜日
77	串間市	社協キッチン	道の駅くしま市民健康交流館 (串間市大字西方 5503 番地 1)	第3木曜日 17:00～
78	串間市	串間コミュニティ食堂	①串間市農村環境改善センター (串間市大字北方 4 1 7 7 番地 1) ②道の駅くしま市民健康交流館 (串間市大字西方 5 5 0 3 番地 1)	①第2水曜日 ②第4水曜日
79	西都市	みんなでパクパクこども食堂	西都市児童館(西都市下妻 4)	毎月第2・4土曜日
80	西都市	キッズカフェ	西都市妻町 2 丁目 53 番地 5	春・夏休み期間中 週2回程度
81	えびの市	カレーの日	総合福祉センター (えびの市大字栗下 67 番地)	毎月1回土曜日
82	えびの市	寺子屋ランチ	真幸コミュニティセンター (えびの市大字向江 798 番地)	第3土曜日

83	えびの市	飯野っ子スマイル食堂	飯野コミュニティセンター (えびの市大字原田 112 番地 11)	不定期 (年3回予定)
84	三股町	りんりん食堂	光明寺 (三股町樺山 2767)	第1・3 土曜日 12:00~13:30
85	三股町	よる学校給食センター	ひかりの森こども園ビオトープ (三股町樺山)	毎月第1月曜日 毎週火曜日 18:30~20:00
86	三股町	ぞうさん食堂	和風レストランまさる (三股町大字樺山 4724-9)	毎月第2土曜日 11:30~13:00
87	国富町	まんぶく食堂	萬福寺	月1回
88	国富町	あつたかごはん	地域の集会施設等	月1回
89	国富町	おうちごはんりく	国富町大字三名 1135-7	第3土曜日
90	綾町	綾スマイルカレー	地区の公民館	毎月第4水曜日
91	綾町	綾町こだわりのこども食堂	横町憩苑	毎月第2日曜日
92	綾町	シルバー人材センター こども食堂	綾町シルバー人材センター	不定期
93	高鍋町	コラボ食堂	高鍋町大字南高鍋 553 番地 1	第4土曜日 11:30~
94	高鍋町	蚊口ふれあい食堂	高鍋町蚊口浦	第2土曜日 11:30~
95	高鍋町	珈琲屋の無料こどもレストラン	高鍋町北高鍋	2か月に1回 不定期
96	高鍋町	なでしこレストラン	高鍋町持田	おやつ食堂/第2・4 水曜日 ごはん食堂/月1回程度
97	高鍋町	TSUTAYA たかなべ食堂	高鍋町北高鍋	2か月に1回 不定期
98	高鍋町	にこっとごはん	高鍋町北高鍋 3390	2か月に1回 不定期
99	高鍋町	おやつでピクニック	高鍋町蚊口浦 6259-1	2か月に1回 不定期
100	高鍋町	せいごろう食堂	高鍋町高鍋町 598-4	第4土曜日 11:30~
101	高鍋町	そよかぜレストラン	高鍋町持田団地 3177	2か月に1回 不定期
102	新富町	みんなの居場所こぶた のおうち「子ども食堂」	新富町大字三納代 2279	金曜日 16:30~17:30
103	新富町	新富町ひまわり会	新富町富田二丁目 42	毎月1回土曜日
104	川南町	子ども食堂「もこもこの木」	川南町大字川南 22960-1 (菜々家弁当内)	第1・3日曜日
105	都農町	れんげ食堂	都農町社会福祉協議会 (都農町大字川北 4910)	毎月第2土曜日 (変更あり)
106	都農町	こどもカフェ	みなと児童館 (都農町大字川北 3741)	第3土曜日 (変更あり)
107	門川町	子ども食堂 草っこひろば	庵川西公民館 (門川町須賀崎 1-53)	毎月1回 第3もしくは第4土曜日
108	高千穂町	まんまるカフェ	高千穂町内	不定期
109	高千穂町	ふれあいこども食堂	そば処天庵 (高千穂町三田井 1180-25)	不定期

3 児童相談所の機能

(1) 児童相談所の任務・機能

従来、児童相談所はあらゆる児童家庭相談について対応することとされていましたが、児童虐待相談件数の急増等により、緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増大しており、こうした幅広い相談全てを児童相談所のみで受け止めることは困難となっていました。

こうした状況を踏まえ、平成16年改正児童福祉法により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として明記されました。

児童相談所は、児童家庭相談に関して、住民に最も身近な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能を十分に発揮、活用することが求められています。

ア 市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

イ 相談機能

こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用して一貫した子どもの援助を行う機能

ウ 一時保護機能

相談内容によっては、子どもの行動や性格をより詳しく観察したり、短期の指導を行ったりする必要があります。このため、児童相談所には子どもを一時的に預かる一時保護所が併設されています。

一時保護に当たっては、原則として保護者と子どもの承諾や学校の了解を得て、保護期間を設定することとなります。家出や保護者の虐待など児童の福祉を害する状況があると認められる場合、保護者や子どもの同意なしで一時保護することもあります。

保護期間中は、学科の勉強やレクリエーション、問題行動についてのカウンセリングなど子どもに応じた日課が設定され、学校は出席扱いとなり、保護期間中の食事代等は一切無料となります。

エ 指導・措置機能

相談のあったケースについては、主として次のような指導・措置を行います。

① 在宅指導等

a 助言指導

1回ないしは数回にわたって、助言、指示等を行う指導です。

b 継続指導

複雑困難な問題を抱える児童、保護者等を児童相談所に通所又は家庭訪問する等の方
法により、継続的にカウンセリング等を行うことによる指導です。

- c 他機関斡旋
保健所や医療機関など他の専門機関での指導を斡旋します。
 - d 児童福祉司指導
複雑困難な家庭環境等に起因する問題を有する子ども等、処遇に専門的な知識や技術を要するケースに対して、継続的に児童福祉司が家庭や学校訪問等を行う指導です。
 - e 児童委員指導
子どもの問題が主として家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整や生活保護・各種手当等の経済的援助により解決できるケースの子どもを児童委員に委託して行う指導です。
 - f 市町村指導
子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、市町村（子ども家庭センター）において、支援対象家庭に対するサポートプランを作成し、同プランに基づく家庭支援事業等の支援を日常的に行うことにより、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村（子ども家庭センター）に委託し、市町村（子ども家庭センター）が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う指導です。
 - g 児童家庭支援センター指導
施設入所までは要しないが要保護性がある子ども、施設を退所後間もない子どもなど、継続的な指導措置が必要であるとされた子ども及びその家庭について、指導措置を受託して行う指導です。
 - h 指導の委託
その他、当該指導を適切に行うことができる者として指導委託することができます。
- ② 里親等委託及び児童福祉施設等入所措置
- ファミリーホームや里親等委託、児童福祉施設（乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・心身障害児施設等）、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム等）への入所措置により指導を行います。
- 里親等委託や施設入所においては、基本的に親権者の同意が必要となります。ただし、子どもにとって不適切な養育環境等が確認された場合は、親権者の同意を得られずとも、家庭裁判所の判断で施設入所等させることができます。
- ③ 訓戒・誓約措置
- 訓戒、誓約措置は子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行います。

(2) 設置場所と管轄

- ア 中央児童相談所 宮崎市霧島1丁目1番2号 電話(0985)26-1551
(中央福祉こどもセンター) 〈管轄〉 宮崎市 日南市 西都市 東諸県郡 児湯郡
- イ 都城児童相談所 都城市年見町14-1-1 電話(0986)22-4294
(南部福祉こどもセンター) 〈管轄〉 都城市 小林市 串間市 えびの市
北諸県郡 西諸県郡
- ウ 延岡児童相談所 延岡市大貫町1-2845 電話(0982)35-1700
(北部福祉こどもセンター) 〈管轄〉 延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡

第4章 その他

1 児童虐待防止について

全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

(1) 児童虐待の定義

児童虐待とは、以下の4種類に分類されます。（児童虐待の防止等に関する法律 第2条）

分類	内容
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縛などにより一室に拘束する など
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

(2) 児童虐待の現状（児童虐待相談対応件数）

児童虐待相談対応件数は、全国的に増加傾向にあります。本県における児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は以下のとおり推移しております、高止まり傾向にあります。

[本県の児童相談所の児童虐待相談対応件数（件）]

	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
件 数	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791	1,987
前年度比	180.0 %	121.4 %	141.6 %	96.4 %	97.9 %	109.5%	88.7%	110.9%

[種別対応件数（件）]

	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
身体的虐待	239	322	564	547	579	511	408	521
性的虐待	4	18	28	27	25	25	37	23
ネグレクト	244	252	421	335	329	364	289	351
心理的虐待	649	787	940	974	910	1,119	1,057	1,092
合計	1,136	1,379	1,953	1,883	1,843	2,019	1,791	1,987

(3) 児童虐待防止のための主な取組

ア 広報啓発活動

児童虐待に関する意識を高め、早期発見や早期対応につなげるため、一般県民に向けに新聞・テレビ・ラジオ等の各種媒体を活用し、周知・啓発活動を行っています。

[参考]

- ・ 児童相談所虐待対応3桁ダイヤル189（いちはやく）
「児童虐待かも」と思ったら、たとえ勘違いの可能性があるとしても、迷わず、すぐにお電話ください。



- ・ 親子のための相談LINE

子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口です。※匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも相談ができます。相談内容の秘密は守られます。



イ こどもをまもる地域ネットワーク育成強化事業

児童虐待の早期発見・早期対応を図るにはこどもに關係する様々な機関が連携するネットワークを構築することが重要です。このため、このようなネットワークを構築し関係機関相互の連携を図り、要保護児童に関する情報や考え方を共有し、問題の効果的な解決を図るために、各児童相談所において、管内市町村等を構成メンバーとした地区別要保護児童対策連絡会議を開催しています。

また、児童相談所、市町村、NPO法人等の民間団体、児童養護施設などの職員に対する研修などを実施することで専門性の一層の向上と、人材育成及び連携強化を図っています。

ウ 市町村等関係機関との連携

- ・ 市町村との連携においては、令和4年3月に、「児童虐待防止体制の充実に向けた市町村と児童相談所間の役割分担ガイドライン」を市町村との共同で策定し、令和4年度より本格運用を開始しました。市町村が実施する在宅での継続支援等がより適切に実施できるよう児童相談所職員が必要に応じてサポートするなど、連携した支援に取り組んでいます。
- ・ 地域に身近な児童虐待の相談窓口である市町村や、全市町村に設置された要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）に対する研修等の支援を行っています。

[参考]

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）

虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。このため、関係機関（地域の福祉関係者や学校、警察、児童相談所など）により、こどもや保護者（妊婦）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、法律上、要保護児童対策地域協議会が規定されており、地方自治体はその設置に努めるものとされています。

エ 「こども家庭センター」の設置促進

国は「要対協」の構成機関との連絡調整を密にしながら、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問までを行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに全市町村に設置するよう方針を示し、令和4年6月改正の児童福祉法により、「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健分野の「子育て世代包括支援センター」の一体的に運営する「こども家庭センター」の設置を努力義務としました。

このため、県としては、こども家庭センターの全市町村への設置促進を図るとともに、児童相談所との適切な連携の下、子どもの命を守る両輪として機能させることで、保護が必要な子どもやその保護者に切れ目のない支援が提供できるよう取り組んでいます。

[参考①]

懲戒権とは？

かつて、民法第822条には、親権を行う者が「監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」という趣旨の規定があり、これを一般に「懲戒権」と呼んでいました。これは、子どものしつけのために、必要な範囲であれば親が子に制裁を与えることを認めるものと解釈されてきました。しかし、この規定が、児童虐待、特に「しつけ」を口実とした体罰を正当化する根拠として使われかねないと長年問題視されてきました。こうした背景を受け、令和4年に民法が改正され、令和6年4月1日から、この「懲戒権」の規定は削除されるとともに、代わりに以下の2つの新しい規定が設けられ、体罰等が明確に禁止されました。

① 体罰等の禁止（新設された民法第821条）

「親権者は、子どもの人格を尊重するとともに、その心身の健全な発達に有害な影響を与える言動をしてはならない」と定められました。

② 子の人格の尊重等（改正後の民法第822条）

「親が子どもをしつけるに当たっては、子どもの人格を尊重し、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない」と定められました。

※ 近年相次いで発生した児童虐待による死亡事件を受け、令和元年6月の改正児童虐待防止法により令和2年4月から、保護者による体罰が法律で禁止されています。

[参考②]

「しつけ」と「虐待」の違いは？

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。子どもと向き合い、社会生活をしていく上で必要なことを、しっかりと教え伝えていくことも必要です。

ただし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し法律で禁止されます。子どもにしつけをするときには、子どもの発達しつつある能力に合う方法で行う必要があります、体罰でおさえつけるしつけは、この目的に合うものではなく、許されません。どうすればよいのかを言葉や見本を示すなどの本人が理解できる方法で伝える必要があります。

これらは全て体罰の一例です。（記載されていることだけが「体罰等」ではありません。）

- ・ 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた。
- ・ 他人のものを取ったので、お尻を叩かれた。
- ・ 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・ 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。
- ・ 友達を殴って怪我をさせたので、同じようにこどもを殴った。
- ・ 掃除をしないので、雑巾を顔に押しつけた。
- ・ 言うことを聞かないので、反省するまで鍵のかかる部屋に閉じ込めた。
- ・ 冗談のつもりで、「お前のなんか生まれてこなければよかった」など、こどもの存在を否定するようなことを言った。
- ・ やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしてけなした。

児童虐待は様々な問題が複雑に絡み合って発生します。一般的には、児童虐待の原因として、次のようなことが言われています。

[こどもの状況]

- ・ 行動面の問題・・・・よく泣く、こだわりが強い、偏食が多い、落ち着きがない、不注意等
- ・ 生育上の問題・・・・発育や発達の遅れ、慢性的な疾患、未熟児等

[保護者の資質、夫婦関係]

- ・ 極端な育児方針、暴力の容認、養育能力の不足、関係機関との関わりに拒否的、精神不安定、アルコールや薬物依存等
- ・ 夫婦の不仲、D V（配偶者からの暴力）

[養育環境]

- ・ 経済的困窮
- ・ 孤立（周囲との交流がない、頻繁な転居、親族等からの協力が得られない等）

2 ヤングケアラーについて

(1) ヤングケアラーの定義

令和6年6月に改正された子ども・若者育成支援推進法に、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーが、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記されました。「過度に」とは、これらの世話によって子ども・若者が子どもらしい時間を過ごすことや、学業・友人関係などに影響が出ることなどが考慮されます。

[世話の一例] ※こども家庭庁ホームページより抜粋

- ・ 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- ・ 家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・ 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・ 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

(2) ヤングケアラーの現状（実態調査）

ヤングケアラーは、こどもや保護者自身に自覚がないなど、表面化しにくい構造であることから、その実態を正確に把握するため、発見しやすいとされる県内の学校現場、小中高生に対する実態調査を教育委員会と連携して実施しました。結果として、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生及び中学2年生が3.8%（約26人に1人）、高校2年生が3.2%（約31人に1人）でした。そのうち、「ほぼ毎日」が4～5割程度、平日1日あたり世話に費やす時間は、「3時間以上」は4割程度となりました。

また、満18歳以上の県民7,500人（無作為抽出）を対象として、ヤングケアラーの当事者意識等について、実態調査を行ったところ、自分はヤングケアラーだと思うかについて、「かつてそうであり、現在も続いている」が1.2%、「かつてはそうであったが、現在はそうではない」が5.6%となりました。

(3) ヤングケアラー支援について

ヤングケアラーが抱える問題はデリケートなため、家庭内で隠されやすく、本人自身も持っているケアを日常的なものとして認識し、その負担を自覚していない場合や、周囲に知られたくないという気持ちを抱えている場合などが考えられ、積極的に助けを求める（自治体の相談窓口に来所する等）は、心理的なハードルが高く、なかなか行動を起こせないことが多いです。そのため、こどもや家族に関わる周囲の人々（学校の教職員、地域の福祉関係者、医療従事者など）がヤングケアラーの存在に気づき、支援につなげることが重要です。この際、ヤングケアラー支援にあたっては、以下の留意事項について考慮する必要があります。

- ・ 家庭内のデリケートな課題であり、こども・若者と保護者の心情に配慮
- ・ こども・若者の気持ちに寄り添い、保護者の状況も踏まえて肯定的・共感的に関わる。
- ・ 支援の必要性・緊急性が高い者を優先的に支援することが重要（保護者の病気・障がいによりこども・若者が長時間ケアを担う世帯、生活保護や児童扶養手当受給世帯でこども・若者以外にケアの担い手がない世帯）

また、国のヤングケアラー支援ガイドラインでは、機関が連携をとりながら支援を行なっていくことが重要とされており、まずは「ヤングケアラー支援担当部署」を自治体ごとに設置することが提言されています。

ア 県の相談窓口について

「宮崎県子ども・若者総合相談センターわかば」にヤングケアラー専属のコーディネーターを配置して相談を受け付けています。

[参考]

子ども・若者総合相談センターは、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えるこども・若者（0歳から概ね30歳代を対象）及びその家族等からの相談を受け付ける窓口です。電話、電子メール、SNSによる相談や来所による相談に対応し、月に数回、出張相談会を実施します。様々な種類の相談を受け付け、必要に応じて支援を実施している各関係機関へつなげています。

- ・ 場 所 〒880-0803 宮崎市旭1丁目2-2
宮崎県企業局庁舎2階
- ・ 開 所 日 月・火・水・金・土（木・日・祝日・年末年始を除く。）
- ・ 開所時間 午前10時から午後5時まで
- ・ 電話番号 0985-41-7830
0120-730-130

イ 市町村の相談窓口について

各市町村の相談窓口は以下のとおりです。

市町村名	機関名	電話番号	受付時間（平日）	連絡対象
宮崎市	子ども家庭支援課	0985-40-2231	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
都城市	こども家庭課	0986-23-0964	8:30~17:15	児童関係
	福祉課	0986-23-0963	8:30~17:15	高齢者関係
	障がい福祉課	0986-23-2980	8:30~17:15	障がい関係
	学校教育課	0986-23-2186	8:30~17:15	学校教育関係
延岡市	こども家庭サポートセンター	0982-20-7250	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
日南市	こども家庭センター	0987-31-1174	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
小林市	小林市こども家庭センター	0984-23-4319	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
日向市	こども課	0982-66-1021	8:45~16:30	ヤングケアラーの総合窓口 ※受付時間内での相談が事情により難しい場合は17:15まで対応可能です。
串間市	学校政策課	0987-55-1119	8:30~17:15	学校教育関係
	福祉事務所	0987-72-1123	8:30~17:15	児童関係、障がい関係、高齢者関係
西都市	西都市こども家庭センター（こども家庭課内）	0983-35-3666	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
えびの市	こども課	0984-35-0732	9:00~16:00	家庭相談員
	こども課	0984-35-3739	8:30~17:15	児童関係
三股町	福祉課	0986-52-9060	8:30~17:00	ヤングケアラーの総合窓口

高原町	健康課 (子育て支援係)	0984-21-2423	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
国富町	福祉課	0985-75-9403	8:15~17:00	児童関係、DV 関係、障がい関係
	保健介護課	0985-75-9423	8:15~17:00	高齢者関係
	教育総務課	0985-75-9401	8:15~17:00	学校教育関係
綾町	福祉保健課	0985-77-1114	8:30~17:15	児童・障がい・高齢者関係
	教育総務課	0985-77-5002	8:30~17:15	学校教育関係
高鍋町	高鍋町子ども家庭支援センター	0983-35-3310	8:25~17:10	ヤングケアラーの総合窓口
	福祉課	0983-26-2010	8:25~17:10	ヤングケアラーの総合窓口
新富町	福祉課	0983-33-1293	8:30~17:15	児童関係
	教育総務課	0983-33-6079	8:30~17:15	学校教育関係
西米良村	福祉健康課	0983-36-1114	8:15~17:00	ヤングケアラーの総合窓口
木城町	福祉保健課福祉子育て係	0983-32-4733	8:30~17:15	児童関係、障がい関係
	福祉保健課介護保険係	0983-32-4734	8:30~17:15	高齢者関係
	包括支援センター(福祉保健課内)	0983-32-2729	8:30~17:15	高齢者関係
	教育課学校教育係	0983-32-2369	8:30~17:15	学校教育関係
川南町	福祉課こども家庭センター	0983-32-0340	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
都農町	健康管理センター	0983-25-1008	9:00~17:00	ヤングケアラーの総合窓口
門川町	こども課	0982-63-1140	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
諸塙村	住民生活課	0982-65-1119	8:15~17:00	ヤングケアラーの総合窓口
椎葉村	福祉保健課	0982-68-7512	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
美郷町	町民生活課	0982-66-3604	8:30~17:15	児童関係
	健康福祉課	0982-66-3610	8:30~17:15	障がい・母子・高齢者関係
	教育課	0982-66-3608	8:30~17:15	学校教育関係
高千穂町	福祉保険課	0982-73-1202	8:30~17:15	児童関係
	教育委員会	0982-73-1205	8:30~17:15	学校教育係
	保健福祉総合センター	0982-73-1717	8:30~17:15	母子・高齢者関係
日之影町	こども家庭センター	0982-87-3802	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口
五ヶ瀬町	福祉課	0982-82-1702	8:30~17:15	ヤングケアラーの総合窓口

參考資料

I 用語集（児童福祉関連用語）

以下に、児童委員の活動に関連のある用語を掲載しましたので御活用ください。

	用語	説明
あ行	アセスメント	評価・判断・測定・検査などを行い、問題や課題を特定すること。児童福祉においては、こども、あるいは保護者の支援を行うため、支援対象者の状況や問題点などを客観的に調査、評価すること。
	アタッチメント	こどもが、特定の養育者（おもに親）との間に築く、情緒的な絆（きずな）のこと。イギリスの精神科医ジョン・ボウルビィが提唱した理論で、こどもの心の健やかな発達の土台となる、重要な概念
	アドボカシー	すべての人が自分の権利を主張し、他者の権利を守る活動。社会的養護では、特に「自己決定が難しい立場にある人々の権利保障」を指す。この活動には、自分で意思を表明する力を育てる「自己アドボカシー」と、意見を伝えることが難しい人を支援する「代弁的アドボカシー」が含まれる。
	アドボケイト	こどもの権利や気持ちを守るために活動する者のこと。こどもが自分の意見を伝えることが難しいときに、アドボケイトがその気持ちを聴き取り、一緒に考えながら周りの大人に伝える手助けを行う。
	アドミッションケア	こどもが児童養護施設などへ入所する前に、こどもが抱える新しい生活への不安が少しでも軽くなるように、入所前に施設の見学や体験宿泊などを行うこと。児童相談所などの関係機関と協力しながら、こどもと保護者の気持ちに寄り添い、安心して生活の場所を移せるよう丁寧に準備を進め、入所後の安定した生活につなげていく。
	アフターケア	社会的養護施設（乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム等）に入所していたこどもが措置解除されて退所した後、あるいは里親委託されていたこどもが委託解除された後に行う支援、関わりのこと。児童養護施設においては原則18歳（最長でも22歳）で退所する。また、18歳に達していないなくても、父母など家族との関係が再構築され、家族・こども双方の環境が整い家庭復帰となることもある。退所や家庭復帰をした後に、引き続きサポートが必要な場合やケースが多いため、施設や里親、児童相談所、その他の関係機関などによる関わりが継続される。
	意見表明等支援事業	児童の福祉に関し知識又は経験を有する者（児童相談所から独立した立場である意見表明等支援員）が、一時保護所、児童養護施設等において生活することの意見を聴き取り、その意見を関係機関に表明することを支援する事業。本県では令和7年度から事業を開始
	一時保護	こどもの生命の安全を確保するため、または心身の状況を把握するために、児童福祉法に基づき、児童相談所がこどもを一時的に保護者から引き離し、保護する手続きのこと。
	医療型障害児入所施設	障がい児を入所させて保護とともに、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を目的とした施設。「福祉型障害児入所施設」の機能に加え、医療的なケアを必要とする児童にも対応する。
	医療保護入院	精神保健福祉法（第33条）に定められている、精神科病院への入院形態の一つ。精神障害があり、本人の意思だけでは入院が難しい場合に、適切な医療と保護を提供することを目的としている。
オ	エンパワメント	個人や集団が本来持っている力に気づき、それを引き出し、高めていくプロセスを指す。社会的養育の現場では、こどもたちの意見表明権を尊重し、彼らが自分の生活や将来に関する決定に参加できるようサポートすることがエンパワメントの実践例である。支援者は、こどもたちと対等な関係を築きながら、「その子らしさ」を大切にし、潜在的な力を引き出す支援を行う。この取り組みは、こどもたちの成長を促進する上で重要な役割を果たしている。
	オレンジリボン	アウェアネス・リボンの一つで、「気づき」のための運動のシンボルマーク。オレンジ色は児童虐待防止を意味する。2004年、栃木県小山市で4歳と3歳の兄弟の命が奪われた痛ましい事件をきっかけに、児童虐待防止を目指しオレンジリボン運動が始まった。こども家庭庁では、毎年11月を児童虐待防止推進月間として、オレンジリボンの普及啓発など、オレンジリボン運動を推進している。

	親子関係再構築支援	こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと。また、親子再構築支援を適切に行うための体制や支援メニュー(カウンセリング事業、家族療法・保護者支援プログラム事業、ファミリーグループカンファレンス事業、宿泊型支援事業、スーパーバイズ事業)を確保できるよう、親子再統合支援事業が創設された。
か行	学童期	こどもの発達年齢の一定期間を表す言葉。文部科学省では学童期を6歳から12歳までの小学校在籍年齢として定義
	家族再統合	児童虐待や様々な理由で親子分離したこどもと家族が、再び一緒に生活したり、適切な距離をとった交流を続けながらお互いを受け入れられるようにしたり、こどもが自身の生い立ちについて心の整理をしつつ、永続的な養育を受けることができる場をもつことができるよう、家族関係を調整・支援すること。
	家庭支援事業	児童福祉法第21条の18に規定される6つの事業を指す。(子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業)児童虐待の防止等を図り、こどもの健全な育成を図るために、養育環境が深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供することが求められている。
<参考>		
	事業名	内容
	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業
	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業
	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニングを提供することにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業
	家庭支援専門相談員	ファミリーソーシャルワーカー。虐待等の家庭環境上の理由により施設等に入所しているこどもの保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等によりこどもの早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行う。
	家庭養育優先原則	こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう保護者を支援することを前提とし、こどもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、こどもが優先的に家庭における養育環境と同様の養育環境(養子縁組、里親やファミリーホーム)において継続的に養育されるようにする考え方
	カンファレンス	会議や協議の意味。福祉や医療分野では、多職種のスタッフが一つのチームとしてケースについて検討する「チームカンファレンス」やより良い支援やケアのために関係者間で情報共有や共通認識を図るために「ケアカンファレンス」などの使われ方がある。

	苦情解決制度	福祉サービスをより快適に利用するために、サービスの利用者の権利擁護の一環として苦情を解決する仕組み。社会的養護領域では施設ごとに苦情受付担当の職員が選ばれ、施設ごとに外部の第三者委員が選任されている。また、県社会福祉協議会には運営適正化委員会が設置され、苦情の受付を担当している。
	虞犯（ぐはん）	少年法に定められている、将来罪を犯すおそれ（虞）があると判断される少年を指す法的概念。「非行」の一つとされている。
	ケースワーク	困難な課題、問題をもった対象者（クライエント）が自立して生活できるように支援、援助していく個人や家族といった個別に対するソーシャルワーク（社会福祉援助技術）のこと。
	広汎性発達障害	広汎性発達障害はPDDとも言われる発達障害一類型。「対人関係での困難さ」や「強いこだわり」、「コミュニケーションの困難さ」などの症状がみられる障害の総称として使われていた言葉。診断基準として使われていたDSM-IVが2013年に改訂されてDSM-Vになったことにより診断名が自閉症スペクトラム障害（ASD）に統合され現在は診断で使用されない言葉になっている。※「以前についていた診断基準を否定してはならない」といったきまりがあるため、診断名が統合される前に受診を受けた子どもの中には診断名を使用している場合がある。
	こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。従来の「子育て世代包括支援センター」が担ってきた母子保健機能と「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた児童福祉機能が一体化したもの。
	こども家庭ソーシャルワーカー	こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出することを目的に設立された認定資格。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指す。児童相談所の児童福祉司や、市町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の1つとしても位置付けられた。
	子どもの権利ノート	子どもの権利について、子どもが理解できるよう平易な文章で説明した冊子。里親に委託、または施設に入所となった際に子どもに対して配付、説明している。
	子どもの権利擁護	子どもが持つ権利を守り、成長に必要な保護や配慮を提供することを目指すもの。社会的養護に係るものとして前述の「意見表明等支援」や「子どもの権利ノート」などがある。
さ行	在宅指導措置の委託	施設入所等までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な在宅での指導措置が必要とされることも及びその保護者に対して、児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有すると認められる機関による指導が適当と考えられる事例について、児童相談所長が委託して指導を行うもの。
	里親支援センター	里親支援事業※を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される子ども（里子）並びに里親になろうとする者について、相談その他の援助を目的とする施設 ※里親支援事業とは、里親に関する普及啓発を行うことや里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うことなど
	里親支援専門相談員	里親支援ソーシャルワーカー。児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行う。
	サポートプラン	継続支援が必要な妊産婦・子ども及びその家庭に対し、支援対象者と支援者（市町村のこども家庭センター職員等）が、課題を共有し解決に向け、共に作成する支援計画である。支援対象者の意向、解決すべき課題、支援の種類及び内容を記載する。
	市町村への送致	児童相談所が相談（通告）を受理したケースで、市町村が主体となり支援を行うべきと判断されたものについて、ケース情報とともに対応を市町村へ引き継ぐこと。
	児童家庭支援センター	児童家庭福祉に関する地域相談機関であり、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けた子ども及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。

	児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	児童自立生活援助事業	<p>こどもの自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除されたこども等、母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行う事業。児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とし、場所によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ型：自立援助ホーム ・Ⅱ型：母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 ・Ⅲ型：小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）又は里親（親族里親を除く。）の居宅
	児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。軽度の情緒障がいがある児童を、短期間、入所させ又は保護者の元から通わせて、その情緒障がいを治療する。
	児童福祉審議会	児童福祉法第8条に規定されている諮問機関。都道府県や指定都市、中核市に設置が義務付けられ、児童や障害児、妊娠婦の福祉に関する事項の調査や審議を行う。社会的養護領域では、こどもや保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない場合に審議会の意見を聞く必要がある。
	児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
	社会的養育	社会がこどもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方に基づき、全てのこどもを対象として支援を行う考え方をしたものであり、「社会的養護」のみならず、市町村が行う家庭支援事業などの地域における子育て支援施策全般も含まれる。
	社会的養護	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「こどもの最善の利益のために」と「社会全体でこどもを育む」を理念として行われる。
	社会的養護経験者等	ケアリーバー。里親家庭や児童養護施設等で育った者。
	社会的養護自立支援拠点事業	措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業。
	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設（病院・助産所）
	ショートステイ	児童養護施設をはじめとする社会的養護施設等において児童福祉法における「子育て短期支援事業※」として、一時的に養育が困難になった際に、こどもを短期間預かる福祉サービス事業のことを指す。冠婚葬祭や保護者の入院、仕事での出張、きょうだいの学校行事で下の子を連れていくことができない等といった理由でこどもを預けることができる。※家庭支援事業に該当

	スクールソーシャルワーカー	2008年に文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」によって始めた制度。教育現場において社会福祉の専門的な知識や技術を用いて児童生徒を取り巻く学校や友人、家族などの様々な環境にはたらきかけ、支援を行うソーシャルワーカー。社会福祉士、精神保健福祉士など、専門的な知識・経験・技術を有する者の中から選任される。生徒に対する直接的な支援の他にも関係機関との連絡調整等の間接的な支援も行う。
	措置	福祉行政の実施機関が公的な福祉サービスの必要性や内容を決定し、処置を講じること。社会的養護においては、児童相談所が、一時保護、里親への委託、児童養護施設等の入所などを決定すること。 ※「被措置児童」とは、上記の措置された児童のこと。 ※「措置解除」とは、上記「被措置児童」が、家庭復帰や養子縁組成立などで「被措置児童」の取扱いから外れること。
	ソーシャルワーク	病気や障がい、経済的な困窮、人間関係の悩みなど、日常生活で様々な困難を抱える人々に対し、その人自身の力が引き出されるよう働きかけ、問題解決やより良い生活の実現を支援する専門的な活動のこと。
た行	第三者委員	公正中立な立場で利用者から意見や苦情等に対応する者のこと。施設の中でこどもから苦情が出た時に第三者の立場で聞き取りや助言をするなどの役割を担っている。社会的養護施設の第三者委員として活動している者は、住民の身近な存在である民生委員・児童委員の例が多い。
	第三者評価	児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター）については、昭和23年厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づき、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならないと規定されている。また、一時保護施設においても定期的な実施が規定された。
	代替養育	社会的養護のうち、こどもを保護者と分離し、里親、施設等による養育を行うこと。
	直接処遇	直にこどもの支援に関わること。事務職や管理職という言葉に対して、直接処遇職員と表現することがある。
	特定妊婦	出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。妊婦のうち障害を有し育児困難が予想されたり、貧困状態もしくはDV、若年妊婦などで出産前から子育てに関して支援が必要と市町村が判断したもの。
な行	妊娠婦等生活援助事業	家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する事業
	乳幼児期	こどもが生後28日以降小学校入学までの期間のこと。
	乳児院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要な場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
は行	発達障害	生まれつきの脳機能の発達のかたよりによって、物事の感じ方や考え方、行動の仕方に違いがある状態のこと。病気とは異なり、その人が持つ個性や特性（タイプ）の一つと理解されている。 主なものに以下の3つがある。（複数の特性を併せ持つ場合あり。） <ul style="list-style-type: none"> ・自閉スペクトラム症（ASD） 対人関係やコミュニケーション、強いこだわりなどに特性がある。 ・注意欠如・多動症（ADHD） 不注意、多動性、衝動性といった特性がある。 ・学習障害（LD）／限局性学習症 全般的な知的発達に遅れないが、読み・書き・計算など特定の事柄が極端に苦手

	パーマネンシー保障	「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障する」というもの。社会的養護においては、養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、家庭復帰や養子縁組等により、こどもに安定的なケアを保障するという考え方
	ファミリーホーム (小規模住居型児童養育事業)	養育者の家庭にこどもを迎えて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適当であると認められるこどもに対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、こどもの養育を行う事業
	福祉型障害児入所施設	障がい児を入所させて保護とともに、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を目的とした施設
	ふれあい家庭	児童養護施設に入所しているこどもで学校等の長期休業期間などに家庭に帰省することの難しいこどもに家庭生活の体験の機会を与え、児童の健全育成を図るため、一般家庭や里親に一定期間（1週間以内）委託する事業
	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護とともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設
や行	要支援児童	保護が必要とまではならないが（要保護児童には当てはまらないが）、支援が必要なこどものこと。保護者に子育ての支援が必要であったり、こどもが育つ環境としては不適切であると思われる家庭環境のこと。
や行	要保護児童	保護者がいないこどもや保護者からの虐待を受けているなど保護者と離れて暮らすことが良いと判断されるこどもなど、保護が必要なこどものこと。
や行	要保護児童地域対策協議会（要対協）	要保護児童や要支援児童、特定妊婦や非行のあるこどもの適切な支援を図るために地方公共団体に設置することができる協議会。支援が必要なこどもの早期発見や情報共有、支援の内容に関する協議や検討が行われる。児童相談所や地方公共団体のこどもや福祉に関する行政機関、警察や学校など複数の機関が参加している。
ら行	ライフストーリーワーク	こどもの日々の生活やさまざまな思いに光を当てて、自分は自分であって良いということを確かめること。具体的には、自身の生い立ちや家族との関係を整理し、過去・現在・未来をつないで前向きに生きていけるよう支援する取組
ら行	リービングケア（退所・措置解除前の支援）	社会的養護のもとで暮らすこどもたちが、施設や里親家庭などを離れ、社会で自立した生活を始める際に提供される、一連の包括的な支援のこと。料理や掃除などの日常生活スキルの習得や住まいの確保などの支援がある。
ら行	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳
ら行	レジリエンス	仕事や生活で直面する困難な状況においても能力を發揮して飛躍する「回復力」「弾力」「復元力」を意味する。困難な状況に、押しつぶされることなく、進んでいける力であり、弾力性のある強さを表す。
ら行	レスパイト	支援者（里親）が一時的にその状況から離れ休息を取ることで、心身の健康を保ち、継続的な支援を行うこと。
わ行	ワーキングメモリ	情報を一時的に記憶し、その記憶した情報を処理したり、活用したりする能力のことを指す。作動記憶や作業記憶とも呼ばれ、発達検査や知能検査等で数値化され、入所児童をアセスメントする際の指標の一つとして使用される。

Ⅱ 児童福祉に関する制度等

主任児童委員が地域社会の中で援助活動を進めていくには、社会資源を有効に活用していくことが大切です。

その社会資源のひとつとして、各関係機関・施設・団体等が実施している各種福祉制度があります。これらの福祉制度を理解し、援助を必要とする家庭に紹介、斡旋を行い、ときには、児童委員の活動を援助するために、児童委員に対し知識の普及を図ることも必要と考えます。

また、各関係機関・施設・団体等と連携を図るため、援助を必要とする個々の家庭のケースに対応した様々な支援施策があることを理解することが必要です。

以下に、主任児童委員活動に関連の深い制度や施設の概要を掲載しましたので御活用ください。

1 児童福祉に関する制度

(1) 子育て支援に関する制度

ア 地域子育て支援拠点事業

[対象者]

子育て中の保護者やその児童

[内 容]

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う。

[窓 口]

市町村福祉担当課

イ ファミリー・サポート・センター事業

[対象者]

乳幼児や小学生等の児童

[内 容]

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う事業

[窓 口]

市町村福祉担当課

ウ 一時預かり事業

[対象者]

保育所等に在籍していない児童又は幼稚園等に在籍する児童

[内 容]

保護者の病気や育児疲れ、パート就労等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育

[窓 口]

市町村福祉担当課

エ 延長保育事業

[対象者]

保育認定を受けた児童

[内 容]

保護者の多様化する就労形態等に対応するため、早朝や夕方に保育所の通常の開所時間を超えて行う保育

[窓 口]

市町村福祉担当課

オ 病児保育事業

[対象者]

病気の「回復期に至らない場合」又は「回復期」などにある児童

[内 容]

保護者が勤務等の都合により、病気の児童の面倒が見られない場合に、一時的に保育所、病院等に付設された専用スペースにおいて児童を預かる。

[窓 口]

市町村福祉担当課

カ 放課後児童クラブ

[対象者]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(要登録)

[内 容]

授業の終了後に、学校等の余裕教室などを活用して、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成を図る。

[窓 口]

市町村福祉担当課

キ 親子関係形成支援事業

[対象者]

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者

[内 容]

当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

[窓 口]

市町村福祉担当課

ク 子育て短期支援事業

[対象者]

保護者が病気や仕事の都合などにより、一時的に家庭における養育が困難となった児童又は経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする母子等

[内 容]

対象となる児童又は母子を児童福祉施設等で一定期間（原則7日以内）、養育・保護する。

(ショートステイ事業)

保護者が疾病や出産等の理由により、家庭における児童の養育が困難になった場合等に、児童福祉施設等において一時的に養育保護するもの。

(トワイライトステイ事業)

児童を養育している保護者が仕事等の理由により、帰宅が恒常に夜間にわたる場合又は休日に不在の場合等で児童に対する生活指導や食事の提供等が困難になった場合に児童福祉施設において、児童に対する生活指導、食事の提供を行うもの。

[窓 口]

市町村福祉担当課（下表は事業実績ありの市町村〔令和6年度〕）

○ショートステイ事業 ●トワイライトステイ事業

施 設	住 所	電 話 番 号
青島学園 (○宮崎市)	宮崎市青島西1-3-1	(0985)65-1230
鐘ヶ浜学園 (○日向市)	日向市大字平岩131-2	(0982)57-1738
金鈴学園 (○川南町○都農町)	児湯郡川南町大字川南22843	(0983)27-0422
さくら学園 (○宮崎市)	宮崎市高岡町五町2571-9	(0985)82-1678
カリタスの園竹の寮 (○宮崎市)	宮崎市吉村町沖の原甲1543	(0985)29-3141
みどり学園 (○●延岡市○●門川町)	延岡市若葉町1-2726	(0982)32-4889
みんせいかん (○宮崎市)	宮崎市阿波岐原町前浜4276-705	(0985)33-9736
石井記念有隣園 (○●都城市○三股町)	都城市平塚町2880	(0986)22-2277
カリタスの園乳児院つぼみの寮 (○宮崎市)	宮崎市吉村町沖の原甲1543	(0985)24-2756
石井記念仁愛の家 (○●都城市○三股町)	都城市平塚町2880-6	(0986)46-3399
地域小規模児童養護施設 じゅうじの家(●高鍋町)	高鍋町大字北高鍋1262-1	(0983)32-2025
ファミリーホームひまわり (○宮崎市)	宮崎市大塚町大坪2547-1	(0985)59-5527
ファミリーホーム結 (○宮崎市)	宮崎市佐土原町下田島19816-4	(0985)72-2623
母子生活支援施設みどりホーム (○都城市○小林市○三股町)	都城市前田町13-2-2	(0986)57-7070

ヶ 子育て世帯訪問支援事業

[対象者]

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭

[内 容]

訪問支援員が上記家庭に訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業

[窓 口]

市町村福祉担当課

コ 児童育成支援拠点事業

[対象者]

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等

[内 容]

居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

[窓 口]

市町村福祉担当課

サ 児童手当

[対象者]

国内に住所を有する中学校修了（15歳到達後の3月31日）までの児童を養育している者

[内 容]

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している者に支給する。

(支給月額)

区分	金額
0～3歳未満	15,000円
3歳～小学生 第1子、第2子	10,000円
第3子以降	15,000円
中学生	10,000円
特別給付(所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合)	5,000円

※児童を養育している方の所得上限限度額以上の場合は、児童手当等は支給されません。

[窓 口]

市町村福祉担当課

シ 子育て支援乳幼児医療費助成事業

[対象者]

未就学児

[内 容]

- ・ 給付方法 現物給付
- ・ 自己負担額 入院及び通院（3歳未満） 1診療報酬明細書当たり 350円
通院（3歳から未就学児） 1診療報酬明細書当たり 800円
- ・ 所得制限 通院（3歳以上未就学児のみあり（旧児童手当準拠））
※助成内容は、実施主体である市町村により異なります。

[窓 口]

市町村福祉担当課

ス 障がい児保育

[対象者]

保育所に入所している障がいがある児童

[内 容]

障がい児の保護者の就労等に対応するとともに、集団保育を行うことにより、社会性の成長の促進や適切な支援を行う保育

[窓 口]

市町村福祉担当課

（2）要保護児童等に関する制度

ア 里親

[対象者]

保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上の理由等により実親の下で養育されることのできない又は実親の下で養育することが適当でない児童（乳幼児を含む）

[内 容]

都道府県知事により認定・登録された里親が、保護を要する児童を自分の家に預り、家庭的な雰囲気の中で養育する。

[窓 口]

児童相談所

イ 児童福祉施設等入所

※施設等入所についてはP47以降を参照。

ウ ふれあい家庭

[対象者]

児童養護施設等入所児童

[内 容]

児童養護施設等入所児童のうち、学校等の長期休業期間などに家庭生活体験に乏しい児童を対象として、里親やボランティア家庭に短期間預け、こどもに家庭生活体験の機会を与え、情緒の安定や社会性の発達を図り、こどもの健全育成を促すとともに里親制度の普及を図る。

[窓 口]

児童相談所

(3) 母子・父子に関する制度

ア ひとり親家庭等日常生活支援事業

[対象世帯]

- ① ひとり親家庭等であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）又は社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な世帯
- ② 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な世帯

[内 容]

- ① 乳幼児の保育
- ② 食事の世話
- ③ 住宅の掃除
- ④ 身の回りの世話
- ⑤ 生活必需品等の買い物
- ⑥ 医療機関等との連絡
- ⑦ その他の必要な用務

※事前に市町村への派遣対象世帯登録が必要

[窓 口]

市町村福祉担当課

イ 児童扶養手当

[対象者]

次のいずれかに該当する児童（18歳の年度末まで、又は20歳未満で一定の障がい状態にある児童）を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父、又は、当該父母以外の者で養育する養育者

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が児童扶養手当法施行令に定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他（棄児など）

[内 容]

- ① 児童1人の場合（扶養親族1人）

所得が 1,070,000円未満の場合	46,690円／月
1,070,000円以上 2,460,000円未満の場合	46,680円／月～11,010円／月

(所得に応じ、10円きざみの額)

※令和7年4月1日現在

② 児童2人目以降1人につき 所得に応じ、最大11,030円加算

ただし、下記の場合には支給されない。

a 児童福祉法に規定されている里親に委託されているとき、又は児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設を除く。）に入所しているとき

b 父、母、養育者及び同居する扶養義務者等の所得が一定額以上あるとき

また、下記の場合には手当が本来支給される手当額の1／2に減額される。

a 支給開始月の初日から起算して5年経過したとき

b 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年経過したとき

※ただし、手当の認定請求（額改定請求を含む。）をした日において3歳未満の児童を監護する場合は、その児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき。

上記一部支給停止措置の要件に該当しても、一部支給停止とならない場合

a 就業している場合

b 求職活動をしている場合

c 身体上又は精神上の障がいがある場合

d 負傷又は疾病等により就業することが困難である場合

e 受給者が監護する児童又は親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給者が看護する必要があるため、就業することが困難である場合

[窓口]

市町村福祉担当課

ウ ひとり親家庭医療費助成事業

[対象者]

20歳未満の人を扶養している配偶者のないもの、若しくはそのものが扶養する児童（18歳に到達した日が属する年度の末まで。以下同じ。）、又は父母のいない児童

[内容]

・ 給付方法 入院外：償還払い 入院：現物給付

・ 自己負担額 1人月1,000円

・ 所得制限 児童扶養手当法に準ずる（一部支給限度額）

※助成内容は各市町村によって異なる。また、市町村によっては、寡婦の医療費への助成を実施しているところもある。

[窓口]

市町村福祉担当課

エ 寡婦年金

[対象者]

国民年金に加入している夫が、保険料納付期間及び保険料免除期間が25年以上ある場合で、老齢年金や障がい年金を受けずに死亡した場合、継続して10以上婚姻関係にあった妻

[内容]

その妻が60歳から65歳になるまでの間に、夫の老齢基礎年金相当額の4分の3相当額が支給される。

[窓口]

市町村国民年金担当課

オ 母子父子寡婦福祉資金

[対象者]

次のいずれかに該当する者

- ① 母子家庭の母または父子家庭の父
- ② 母子家庭の母または父子家庭の父が養育している児童
- ③ 寡婦（かつて母子家庭の母として、児童を養育していた者）
- ④ 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
- ⑤ 父母のない児童

[内 容]

対象となる者に対して、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、資金を貸し付ける。

※資金の種類等については別表「母子父子寡婦福祉資金一覧表」を参照

[窓 口]

市町村福祉担当課

西臼杵支庁福祉課及び福祉こどもセンター・児湯福祉事務所

カ 高等職業訓練促進給付金

[対象者]

次のいずれにも該当する者

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 修業年限1年以上の養成機関で一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること
- ④ 過去にこの給付金の支給を受けていないこと

[内 容]

対象となる者に対して、生活費の負担軽減のための給付を行う。

- ① 市町村民税非課税世帯 月額100,000円
- ② 市町村民税課税世帯 月額 70,500円
- ③ 給付期間 最長4年間

[窓 口]

市部在住者：各市福祉担当課

町村部在住者：西臼杵支庁福祉課及び福祉こどもセンター・児湯福祉事務所

キ 自立支援教育訓練給付金

[対象者]

次のいずれにも該当する者

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ③ 過去にこの給付金の支給を受けていないこと

[内 容]

対象となる者に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

受講料の6割相当額（給付金額が12,001円以上で年間上限20万円。最長4年間）

[窓 口]

市部在住者：各市福祉担当課

町村部在住者：西臼杵支庁福祉課及び福祉こどもセンター・児湯福祉事務所

別表

母子父子寡婦福祉資金一覧表

(令和7年4月1日現在)

貸付金の種類	貸付金の目的	貸付金の限度額	償還期間	利率
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	3,580,000円以内	7年以内	*注
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,790,000円以内	7年以内	*注
修学資金	子の修学に必要な資金	別表1参照	修学期間の4倍以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得することや高等学校に修学する際に必要な資金(母が対象)	月68,000円以内 *自動車運転免許の取得 460,000円以内	20年以内	無利子
修業資金	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金(子が対象)	月68,000円以内 *自動車運転免許の取得 460,000円以内	20年以内	無利子
就職支度資金	就職に際し必要な資金	110,000円以内 *自動車の購入が必要な場合 340,000円以内	6年以内	*注
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金	医療340,000円以内 介護500,000円以内	5年以内	*注
生活資金	①知識技能を習得している期間 ②医療もしくは介護を受けている期間 ③母子家庭になって7年未満の母の生活が安定するまでの期間 ④失業して1年未満の母の生活が安定するまでの期間 ⑤家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで収入が減少した母または父(児童扶養手当受給者を除く。)の生活が安定するまでの期間	①月141,000円以内 ②③④ 月114,000円以内 ⑤児童扶養手当に準拠した額	①20年以内 ②5年以内 ③8年以内 ④5年以内 ⑤10年以内	*注
住宅資金	住宅の建設、購入、改築等に必要な資金	1,500,000円以内 *災害等又は老朽等の増改築2,000,000円以内	6年以内 *7年以内	*注
転宅資金	住宅移転に際し、住宅の賃借に必要な資金	260,000円以内	3年以内	*注
就学支度資金	子の入学、入所に必要な資金	別表2参照	修学期間の4倍以内(専修学校(一般課程)、修業施設、据置期間経過後5年以内)	無利子
結婚資金	子の婚姻に際し必要な資金	300,000円以内	5年以内	*注

*注 保証人有りの場合→無利子、保証人無しの場合→有利子(1.0%)

別表1

修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等學校 専修學校 (高等課程)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000	78,000			
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000			
		自宅外通学のとき	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000			
	博士課程		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

※ 償還期間は、貸付期間の4倍以内。ただし、専修学校(一般課程)は5年以内。

別表2

就学支度資金貸付限度額一覧表

(令和7年4月1日現在)

(単位:円)

学校区分		通学区分	限度額	
小学校		一	64,300	
中学校		一	81,000	
高等學校	国公立	自宅	150,000	
		自宅外	160,000	
	私立	自宅	410,000	
		自宅外	420,000	
高等専門学校	国公立	自宅	410,000	
		自宅外	430,000	
	私立	自宅	580,000	
		自宅外	590,000	
短期大学	国公立	自宅	410,000	
		自宅外	430,000	
	私立	自宅	580,000	
		自宅外	590,000	
大学	国公立	自宅	410,000	
		自宅外	430,000	
	私立	自宅	580,000	
		自宅外	590,000	
大学院	国公立	一	430,000	
	私立	一	590,000	
専修学校	高等課程	自宅	150,000	
		自宅外	160,000	
	私立	自宅	410,000	
		自宅外	420,000	
専門課程	国公立	自宅	410,000	
		自宅外	430,000	
	私立	自宅	580,000	
		自宅外	590,000	
一般課程		自宅	150,000	
		自宅外	160,000	
修業施設	中学校 卒業者	自宅	150,000	
		自宅外	160,000	
	高等学校 卒業者	自宅	272,000	
		自宅外	282,000	

※償還期間は貸付期間の4倍以内。ただし、専修学校（一般課程）、修業施設は5年以内

2 児童福祉に関する施設等

(1) 保育所

[対象者]

0歳から就学前の保育を必要とする乳児・幼児

[内 容]

保護者が働いたり、病気、出産などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を預かる児童福祉施設。幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から、3歳から5歳までのすべてのこども及び0歳から2歳の住民税非課税世帯のこどもの利用料が無償となっている。なお、近年は子育てと仕事の両立支援や在宅児の子育て支援の拠点施設としての役割が高まっている。

[窓 口]

市町村福祉担当課

(2) 幼保連携型認定こども園

[対象者]

満3歳以上の幼児、0歳から就学前の保育を必要とする乳児・幼児

[内 容]

満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行う施設で、「学校」と「児童福祉施設」の両方の性格を有する。幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から、3歳から5歳までのすべてのこども及び0歳から2歳の住民税非課税世帯のこどもの利用料が無償となっている。

[窓 口]

市町村福祉担当課

(3) 児童館（センター）

[対象者]

全ての児童

[内 容]

児童館は、地域において遊びを通じて児童の健全育成を図る目的で設置された児童厚生施設で、こども会や地域活動クラブ、放課後児童クラブなどの活動拠点としても活用されている。

なお、児童センターは、児童館に体育館等を併設した大型施設をいう。

[窓 口]

市町村福祉担当課

(4) 乳児院

[対象者]

保護者のない乳児、虐待されている乳児その他環境上の理由等により実親の下で養育することができない又は実親の下で養育することが適当でない乳児

※保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。

[内 容]

対象となる児童を入所させて、これを養育し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

施 設 名	住 所	電 話 番 号
カリタスの園つぼみの寮	宮崎市吉村町沖の原甲 1543	(0985)24-2756
石井記念仁愛の家	都城市平塚町 2880-6	(0986)46-3399

[窓 口] 児童相談所

(5) 児童養護施設

[対象者]

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上の理由等により実親の下で養育されることができない又は実親の下で養育されることが適当でない児童

[内 容]

対象となる児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設

施 設 名	住 所	電 話 番 号
青島学園	宮崎市青島西1-3-1	(0985)65-1230
地域小規模児童養護施設きらり	宮崎市青島5丁目5-12	(0985)65-1230
みんせいかん	宮崎市阿波岐原町前浜4276-705	(0985)33-9736
地域小規模児童養護施設みらいえ	宮崎市阿波岐原町前浜4276-1244	(0985)33-9736
カリタスの園竹の寮	宮崎市吉村町沖の原甲1543	(0985)29-3141
地域小規模児童養護施設 Casa かおり	宮崎市吉村町沖の原甲1541-14	(0985)29-3141
石井記念有隣園	都城市平塚町2880	(0986)22-2277
地域小規模児童養護施設よしこの家	都城市前田町1377-1	(0986)22-6711
みどり学園	延岡市若葉町1-2726	(0982)32-4889
地域小規模児童養護施設わかば	延岡市天神小路313	(0982)35-2424
鐘ヶ浜学園	日向市大字平岩131-2	(0982)57-1738
地域小規模児童養護施設ひむかホーム	日向市大字平岩133-2	(0982)57-1738
さくら学園	宮崎市高岡町大字五町2647	(0985)82-1678
地域小規模児童養護施設たかはま	宮崎市高岡町高浜字白地2680-9	(0985)82-5533
石井記念友愛園	木城町大字椎木644-1	(0983)32-2025
地域小規模児童養護施設じゅうじの家	高鍋町大字北高鍋1262-1	(0983)32-2025
地域小規模児童養護施設あきづきの家	高鍋町大字北高鍋町字町598-4	(0983)32-2025
金鈴学園	川南町大字川南22843	(0983)27-0422
地域小規模児童養護施設しるべ	高鍋町大字北高鍋4502-2	(0983)27-0422
地域小規模児童養護施設オリーブ	高鍋町大字北高鍋2833-3	(0983)32-5526
石井記念神武の家	高原町大字蒲牟田1221-5	(0984)42-2266

〔窓 口〕児童相談所

(6) 児童自立支援施設

[対象者]

不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を必要とする児童

[内 容]

対象となる児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

施 設 名	住 所	電 話 番 号
県立みやざき学園	都城市丸谷町388	(0986)36-0393

〔窓 口〕児童相談所

(7) 児童心理治療施設

[対象者]

軽度の情緒障がいがあり、心理治療等を要する児童

[内 容]

対象となる児童に対し、入所又は保護者の元から通所させ、社会生活に適応するために必要な心理治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

施 設 名	住 所	電 話 番 号
ひむかひこばえ学園	日向市東郷町山陰辛 961 番地	(0982) 69-3600

〔窓 口〕 児童相談所

(8) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業所Ⅰ型）

[対象者]

義務教育終了後、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童等

[内 容]

対象となる児童に対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助等を行い、社会的自立を促す。あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことを目的とする施設

施 設 名	住 所
ウイング・オブ・ハート	宮崎市
みなこホーム	延岡市
ひらく	延岡市
i B A S H O 宮崎	宮崎市

〔窓 口〕 児童相談所

(9) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

[対象者]

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上の理由等により実親の下で養育されることができない又は実親の下で養育されることが適当でない児童

[内 容]

対象となる児童（5人から6人）を養育者の住居で受け入れ、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者が養育を行う施設

施 設 名	住 所
ファミリーホーム ひまわり	宮崎市
ファミリーホーム 結	宮崎市
ファミリーホーム みっちゃん家	高千穂町
ファミリーホーム きずく	門川町

〔窓 口〕 児童相談所

(10) 母子生活支援施設

[対象者]

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童

[内 容]

対象となる者を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

施 設 名	住 所	電 話 番 号
みどりホーム	都城市前田町 13 街区 2 号の 2	(0986) 57-7070

[窓 口]

市福祉担当課

福祉こどもセンター(中央、南部、北部)及び、西臼杵支庁福祉課、児湯福祉事務所

(11) 児童家庭支援センター

[対象者]

児童及びその保護者、里親等

[内 容]

地域の児童養育に関して抱える様々な問題に対し、電話相談や来所相談、訪問指導等により支援を行う施設

施 設 名	住 所	電 話 番 号
こども家庭支援センター つぼみ	宮崎市吉村町沖の原甲 1543	(0985) 78-3737
児童家庭支援センター ゆうりん	都城市平塚町 2880	(0986) 45-2140

[窓 口] 各児童家庭支援センターに直接相談ができます。

(12) 助産施設

[対象者]

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦

[内 容]

対象となる者を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設

施 設 名	住 所	電 話 番 号
県立宮崎産院 (県立宮崎病院内)	宮崎市北高松町 5-30	(0985) 24-4181
県立日南産院 (県立日南病院内)	日南市木山 1-9-5	(0987) 23-3111
県立延岡産院 (県立延岡病院内)	延岡市新小路 2-1-10	(0982) 32-6181
国立病院機構都城医療センター	都城市祝吉町 5033-1	(0986) 23-4111
宮崎市郡医師会病院	宮崎市新別府町船戸 738-1	(0985) 24-9119
小林市立病院 (休止中)	小林市細野 2235-3	(0984) 23-4711

[窓 口]

市福祉担当課

福祉こどもセンター(中央、南部、北部)及び、西臼杵支庁福祉課、児湯福祉事務所

(13) 母子・父子福祉施設

[対象者]

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

[内 容]

対象となる者に対し、各種相談に応じ、福祉向上のためのサービスを提供する施設であり、運営は一般財団法人宮崎県ひとり親福祉連合会が行っている。

施 設 名	住 所	電 話 番 号
県立母子・父子福祉センター	宮崎市原町2-22 (県福祉総合センター内)	(0985)69-1684

〔窓 口〕県立母子・父子福祉センターに直接相談ができます。

3 障がい児福祉に関する制度

(1) 療育手帳

[対象者]

児童相談所又は福祉こどもセンターにおいて知的障がいと判定された者

[内 容]

知的障がい児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障がい児（者）に対する各種援助措置（特別児童扶養手当等）を受けやすくするために手帳を交付する。

[窓 口]

市町村障がい福祉担当課

(2) 育成医療の給付

[対象者]

18歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚、音声障がい（唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正を含む。）、又は先天性内臓疾患、心臓疾患などの障がいを有する児童で、手術等により確実な治療効果が期待できる者

[内 容]

県等が指定する医療機関において受けた必要な治療の費用を助成する。更生医療の指定医療機関（薬局を含む。）が自動的に育成医療の指定機関になる。なお、保護者の所得状況に応じ、費用の一部自己負担がある。

[窓 口]

市町村の障がい福祉担当課又は保健担当課

(3) 重度障がい者（児）医療費の助成

[対象者]

次のいずれかに該当する者

- ア 身体障害者手帳1・2級の者
- イ 重度の知的障がいと判定された者
- ウ 身体障害者手帳3級でかつ中度の知的障がい者と判定された者
(市町村により対象者の範囲が異なる場合がある)
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神科入院を除く）

[内 容]

病院等で診察を受けた場合、保険診療による自己負担額の一部を助成する。

- ・医療費の自己負担額 1人外来500円／月・医療機関入院1,000円／月
(負担額のない市町村もある。)

[窓 口]

市町村福祉担当課

(4) 日常生活用具の給付・貸与

[対象者]

重度障がい者（児）

[内 容]

ア 日常生活の便宜及び福祉の増進を図るため、次の6種の用具を給付又は貸与する。

- ① 介護・訓練支援用具 ・・・ 特殊寝台、特殊マット等
- ② 自立生活支援用具 ・・・ 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
- ③ 在宅療養等支援用具 ・・・ 電気式たん吸引器、盲人用体温計等
- ④ 情報・意思疎通支援用具 ・・・ 点字器、人工喉頭等
- ⑤ 排泄管理支援用具 ・・・ ストーマ装具等
- ⑥ 居宅生活動作補助用具

イ 原則1割負担（ただし、所得に応じ負担上限月額が設定されている。）

※市町村により、給付等の内容や自己負担に異なる場合がある。

[窓 口]

市町村障がい福祉担当課

（5）補装具費の支給

[対象者]

身体障がい者、身体障がい児

[内 容]

ア 身体障がい者においては、職業その他日常生活の能力の向上を図り、身体障がい児においては、将来、社会人として独立自活することを図るため、次の用具（補装具）の費用の支給を行う。

[身体障がい者・身体障がい児共通]

義肢、装具、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）、重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置（身体障がい児のみ）、起立保持具、排便補助具

イ 原則1割負担（ただし、所得に応じ負担上限月額が設定されている。）

[窓 口]

市町村障がい福祉担当課

（6）障がい児（者）の短期入所

[対象者]

介護者の疾病等を理由に、自宅外での介護が短期的に必要となる障がい児（者）

[内 容]

入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

[窓 口]

市町村福祉担当課

（7）居宅介護等の利用

[対象者]

身体障がい者、知的障がい者、障がい児

（サービス及び障がいの種類、支援区分等により利用できる条件が異なります。）

[内 容]

食事、排泄等の介護や通院等の介助、調理、買い物等の家事援助が必要な家庭に対してヘルパーを派遣する。

[窓 口]

市町村障がい福祉担当課

（8）言語訓練事業

[対象者]

就学前の言語発達に遅れのある幼児等

[内 容]

言語発達に遅れのある幼児に、言語発達に関する指導を行う。

市町村	事 業 名	対 象 者
都城市	都城市障がい幼児言語訓練事業	市内に居住する就学前の言語発達遅滞幼児
延岡市	幼児ことばの教室	未就学児
日南市	通級指導教室	小学生のことばの発達の気になる子
日向市	ドレミ教室 ソラシド教室	1歳6ヶ月検診の時に言葉の発達の気になる児童 2歳6ヶ月検診の時に言葉の発達の気になる児童

串間市	未就学児ことばの教室事業	ことばや発語に不安のある未就学児
西都市	療育相談事業（幼児相談室）	未就学児童
綾町	言語の相談事業	未就学児及び相談のあった子
高鍋町	ことばの教室	ことばの発達に遅れがある幼児
新富町	ことばの教室	幼児
木城町	木城町言語訓練相談事業	町内に住所を有する幼児及びその保護者
川南町	ことばの教室	町内在住の未就学児
都農町	都農町障がい児童言語訓練相談・体験事業	ことばの発達が気になる未就学児
門川町	チューリップ教室	発音・コミュニケーションが取りづらい等気になることがある児童
諸塙村	ことばの教室	ことばの教室の受講が必要と思われる児童
椎葉村	ことばの教室	未就学児、就学児
美郷町	スマイル教室	ことばの発達の気になる子（未就学～小学生まで）
高千穂町	ことばの教室	未就学のことばの発達の気になる子
日之影町	ことばの教室	未就学のことばの発達の気になる子
五ヶ瀬町	ことばの教室	未就学のことばの発達の気になる子

(窓 口) 市町村障がい福祉担当課又は県障がい福祉課障がい児支援担当

(9) 障がい児等療育支援事業

[対象者]

在宅障がい児等

[内 容]

そだんサポートセンターにおいて、在宅の障がい児等の地域における生活を支援するため、療育支援及び相談等に応じる。

施設名	住所	電話番号
県立こども療育センター	宮崎市清武町木原 4257-8	(0985) 85-6500
宮崎市障害者総合サポートセンター	宮崎市花山手東3丁目 25-2	(0985) 63-2688
そだんサポートセンターおおぞら	宮崎市新別府町久保田 657-4 (宮崎市総合発達支援センター内)	(0985) 21-1975
そだんサポートセンターなみ	日南市大字風田 3585 (つよし学園内)	(0987) 23-5336
そだんサポートセンターたかちは	都城市都原町 7171 (高千穂学園内)	(0986) 46-2078
そだんサポートセンターはぐはぐ子ども村	児湯郡高鍋町大字上江 7785 番地	(0983) 21-7121
そだんサポートセンターしらはま	日向市新生町1丁目 92 番地	(0982) 54-3010
そだんサポートセンターはまゆう	延岡市北方町角田丑 1369-35 (はまゆう園内)	(0982) 47-3481
そだんサポートセンターひかり	延岡市櫛津町 3427 (ひかり学園内)	(0982) 37-0158
そだんサポートセンターあさひ	小林市真方因幡塙 162 番地 1	(0984) 24-5880
そだんサポートセンターとほく	都城市野々美谷町 2943-1 (都北学園内)	(0986) 36-1045
児童発達支援センター あさひ学園	東臼杵郡門川町須賀崎 3-19	(0982) 63-6430
障害児者支援施設 ひまわり学園	宮崎市清武町木原字山内 4257-7	(0985) 85-7660

(10) 発達障害者支援センター運営事業

[対象者]

発達障がい児・者及びその家族等

[内 容]

発達障がい児・者及びその家族等からの相談に応じ、適切な助言を行うとともに、県民に対する啓発活動や関係機関（保育所等）の人材育成を行う。

[窓 口]

宮崎県中央発達障害者支援センター（宮崎市・ひまわり学園内）

宮崎県延岡発達障害者支援センター（延岡市・ひかり学園内）

宮崎県都城発達障害者支援センター（都城市・高千穂学園内）

(11) 障害児福祉手当

[対象者]

20歳未満の重度障がい児で次のア～ウのいずれかに該当する方

ア 重度の障がい（おおむね身体障害者手帳1・2級の一部又は重度の知的障がい）を1つ以上有する方

イ 障がい（おおむね身体障害者手帳1・2級又は中度の知的障がい）を2つ以上有する方

ウ ア、イに準ずる程度の障がいを有し、日常生活において常時の介護を必要とする方

ただし、次の場合は手当が受けられない。

① 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

② 施設に入所している場合

③ 障がいを支給事由とする年金を受給している場合

[内 容]

月額14,850円の手当を2・5・8・11月に、前月までの3か月分をまとめて支給する。

※月額は、令和4年度の額です。自動物価スライド制により、毎年見直されます。

[窓 口]

西臼杵支庁福祉課及び福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、市福祉担当課

(12) 特別児童扶養手当

[対象者]

20歳未満の中度又は重度の障がい児を監護している父若しくは母又は父母に代わってその児童を養育している方。ただし、次の場合は手当が受けられない。

ア 日本国に住所を有しない場合

イ 手当を受けようとする父母等の前年の所得が一定額以上の場合

ウ 障がい児が施設に入所している場合

エ 障がい児が障がいを理由とする年金を受給している場合

[内 容]

次の手当額を4・8・11月に、前月までの4か月分（11月に支払われる分については11月分まで）をまとめて支給する。

ア 重度障がい児1人につき 月額56,800円

イ 中度障がい児1人につき 月額37,830円

※月額は、令和4年度の額です。自動物価スライド制により、毎年見直されます。

[窓 口]

市町村障がい福祉担当課

4 障がい児福祉に関する施設

(1) 福祉型障害児入所施設

[主な対象者]

知的障がいのある児童

[内 容]

障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。

施 設 名	住 所	電 話 番 号
ひまわり学園	宮崎市清武町木原4257-7	(0985)85-8220
高千穂学園	都城市都原町7171	(0986)22-2321
ひかり学園	延岡市櫛津町3427-4	(0982)37-0158

〔窓 口〕児童相談所

(2) 医療型障害児入所施設

[主な対象者]

下記※の施設：上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童

下記◇の施設：重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童

[内 容]

障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自立に必要な知識技能の賦与及び治療を行う。

施 設 名	住 所	電 話 番 号
※県立こども療育センター	宮崎市清武町木原4257-8	(0985)85-6500
国立病院機構宮崎東病院	宮崎市大字田吉4374-1	(0985)56-2311
◇愛泉会日南病院	日南市大字風田3649-2	(0987)23-3131
◇国立病院機構宮崎病院	児湯郡川南町大字川南 19403-4	(0983)27-1036

〔窓 口〕児童相談所

(3) 児童発達支援センター（障害児通所支援）

[主な対象者]

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

[内 容]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

施 設 名	住 所	電 話 番 号
わかば園	宮崎市山崎町浜川14	(0985)39-5830
児童発達支援センターすびか	宮崎市新別府町久保田 657 番地 4	(0985)21-1975
みやざきチャイルドセンター	宮崎市大島町原ノ前 1145 番地 225	(0985)72-7201
児童発達支援センター都北学園	都城市野々美谷 2943-1	(0986)36-1045
都城子ども療育センターひかり園	都城市小松原町 1141 番地	(0986)23-9566
延岡こども発達支援センターさくら園	延岡市古城町4丁目49番地	(0982)35-8535
児童発達支援センターあはは	延岡市野地町4丁目3533-1	(0982)20-2327
児童発達支援センター Pastel	日南市油津1丁目4番21号	(0987)23-4215
児童発達支援センターぴゅあはーと	小林市細野 2833 番地 2	(0984)27-3322
児童通所支援センター オリーブ	小林市真方字坂元 920 番地 1	(0984)22-2020
日向子ども発達支援センターもくせい園	日向市江良町4-56	(0982)54-2377

児童発達支援センターはぐはぐ子ども村	児湯郡高鍋町大字上江 7785 番地	(0983) 21-7121
児童発達支援センターあさひ学園	東臼杵郡門川町須賀崎 3 丁目 19 番地	(0982) 63-6430
児童発達支援センターはぐはぐ子ども村西都	西都市黒生野 331 番地	(0983) 42-1556

[窓 口] 市町村障がい福祉担当課

(4) 保育所等訪問支援（障害児通所支援）

[対象者]

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団を営む施設に通う障がい児

[内 容]

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。



「WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索」

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

[窓 口] 市町村障がい福祉担当課

(5) 児童発達支援事業所（障害児通所支援）

[対象者]

未就学の障がい児

[内 容]

対象となる児童に対し、通園の方法により日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。



「WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索」

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

[窓 口] 市町村障がい福祉担当課

(6) 放課後等デイサービス事業所（障害児通所支援）

[対象者]

就学している障がい児

[内 容]

対象となる児童に対し、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。



「WAM-NET 障害福祉サービス等情報検索」

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

[窓 口] 市町村障がい福祉担当課

5 母子保健に関する制度

(1) 妊産婦・乳幼児健康診査

[対象者]

妊娠婦又は乳幼児

[内 容]

市町村は、対象者に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨する。健康診査の実施方法は、乳幼児の発育（成長・発達）状態を把握しているかかりつけの医師等に委託して行う個別健康診査と、市町村保健センター等において行う集団健康診査の方法がある。

個別健康診査は、医療機関に委託して公費負担で行うもので、妊娠健康診査は、14回に統一されたが、乳児健康診査の公費負担の金額は市町村によって異なる。

[窓 口]

市町村母子保健担当課

(2) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

[対象者]

生後4か月までの乳児

[内 容]

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する。

[窓 口]

市町村福祉担当課

(3) 養育支援訪問事業

[対象者]

乳児全戸訪問事業などで把握した要支援児童等

[内 容]

養育が適切に行われるよう、市町村の相談員等が居宅を訪問して養育に関する相談等の支援を行う。

[窓 口]

市町村福祉担当課

(4) 妊産婦・新生児訪問指導

[対象者]

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した健康管理上指導が必要な妊娠婦又は新生児の保護者

[内 容]

市町村は、保健師や助産師に対象者を訪問させ、生活指導、保健指導、あるいは栄養、感染予防指導などを行わせ、疾病の早期発見に努める。

[窓 口]

市町村母子保健担当課

(5) 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

[対象者]

満1歳6か月を超えて満2歳に達しない幼児及び満3歳を超えて満4歳に達しない幼児

[内 容]

市町村は、対象者に対して健康診査を行う。

健康診査の実施方法は、市町村保健センター等で集団健康診査として行っている。健康診査

の結果、疾病等の疑いがある者に対しては、精密健康診査を実施する。

[窓 口]

市町村母子保健担当課

(6) 妊産婦・乳幼児保健指導

[対象者]

妊娠婦及びその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者

[内 容]

市町村は、対象者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨する。

[窓 口]

市町村母子保健担当課

(7) 母親学級・両親学級

[対象者]

妊娠とその夫・家族

[内 容]

母親学級・両親学級は、順調な妊娠経過、出産を促し、妊娠、出産、育児などに伴いがちな母子の心や体の障がいの発生を予防するために正しい保健知識の普及を図ることを目的とする。

最近では、夫婦を対象とした出産前の両親学級が実施されている。

[窓 口]

市町村母子保健担当課

(8) 先天性代謝異常等検査

[対象者]

生後4～6日の新生児

[内 容]

生後4～6日の新生児に対し血液検査により発見可能な先天性代謝異常等の検査を行い、異常の早期発見、早期治療により障がいの発生を予防する。

県内で出生の場合、医療機関で採血し、（採血の費用は保護者負担）検体を検査機関に送付する。結果は医療機関を通して保護者に通知され、陽性の場合、医療機関は保護者への指導、治療機関との連携により早期治療への援助を行う。

[窓 口]

県健康増進課

(9) 未熟児養育医療給付事業

[対象者]

生まれた時の体重が2,000g以下の乳児及び生活力が特に薄弱な乳児で、医師が入院養育医療を必要と認めた者

[内 容]

身体の発育が未熟なまま出産した乳児に対し、養育に必要な医療の給付を行う。

なお、保護者の所得状況に応じ、費用の一部自己負担がある。

[窓 口]

市町村

(10) 小児慢性特定疾病医療費助成事業

[対象者]

18歳未満の児童（疾病によっては20歳まで延長が認められる。）

[内 容]

小児の慢性疾患のうち、小児がん、腎疾患等特定の疾患については、治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなるため、特定の疾患についての治療研究を行い、医療の確立と普及を図るとともに患者家族の医療費の負担を軽減するため医療費の公費負担を行う。

[窓 口]

保健所

(11) 結核児童療育医療給付事業

[対象者]

結核に罹患した児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、指定療育機関の医師が入院を必要と認めた者

[内 容]

長期治療を必要とする結核に罹患し、医師が入院を必要と認める児童に対して、療養にあわせて学習の援助を行うため、指定医療機関に入院させ、医療・学習用品・日用品の給付を行う。

[窓 口]

保健所

(12) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

[対象者]

慢性的な疾病により長期にわたり療育を必要とする小児慢性特定疾病児童等及びその家族

[内 容]

小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

[窓 口]

保健所

(13) 産後ケア事業

[対象者]

母親及び乳児

[内 容]

出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。

実施方法（形態）は、「短期入所型（ショートステイ）」「通所型（デイサービス）」「居宅訪問型（アウトリーチ）」がある。

実施している形態、利用回数上限、利用時の自己負担額については、市町村によって異なる。

[窓 口]

市町村母子保健担当課

III こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）

条約締結の経緯と趣旨

1989年（平成元年）、国際連合の総会において、「児童の権利に関する条約」が採択されました。この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするもので、こどもの人としての権利や自由を尊重し、こどもに対する保護と援助を促進することを目指しており、わが国は、平成6年4月にこの条約を批准しました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。この条約は、各国がこうした現実に目を向け、こどもたちの人権を尊重し、保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律がありますが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

■条約の主な内容

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. こどもが人権、性、出身などで差別されなければいけません。
3. こどもの成長のために何が最も大切なことを考慮しましょう。
4. 両親はこどもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意思に反してこどもを両親から引き離してはいけません。
6. こどもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、こどもも、ほかのみんなのことによく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. こどもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となったこどもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由なこどもには特別の養護が与えられるべきです。
10. こどもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. こどもは教育を受けることが認められるべきです。
12. こどもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. こどもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
14. この条約の内容を、大人にもこどもにも広く知らせなければなりません。

IV 児童福祉法（抜粋）

昭和 22 年法律第 164 号
施行 昭和 23 年 1 月 1 日
最終改正 令和 7 年 10 月 20 日法律第 29 号

（児童の福祉を保障するための原理）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

（児童育成の責任）

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

（原理の尊重）

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者的心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（児童委員）

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によって行う。

（児童委員の職務）

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するため必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るために活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

(市町村長又は児童相談所長と児童委員との関係)

- 第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。
- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならぬ。
- ③ 児童委員が児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長はその管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

(児童委員の研修)

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

(命令への委任)

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

(要保護児童発見者の通告義務)

- 第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。
- 2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

(状況の把握)

第二十五条の六 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第二十五条第一項の

規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

(児童相談所長の採るべき措置)

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八条に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として内閣府令で定めるものに委託して指導させること。

三～八 (略)

(立入調査)

第二十九条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(同居児童の届出)

第三十条 四親等内の児童以外の児童を、その親権を行う者又は未成年後見人から離して、自己の家庭（単身の世帯を含む。）に、三月（乳児については、一月）を超えて同居させる意思をもつて同居させた者又は継続して二月以上（乳児については、二十日以上）同居させた者（法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

- ② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

V 児童虐待の防止等に関する法律

平成 12 年法律第 82 号
施行 平成 13 年 1 月 6 日
最終改正 令和 7 年 10 月 20 日法律第 29 号

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るために、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

- 第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
 - 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
 - 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
 - 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

- 第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
 - 一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適當な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
 - 二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
 - 三 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適當であると認めるものをその妊産婦等生活援助事業の実施又は保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
 - 四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第七項に規定する一時預かり事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、同条第十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業、同条第二十項に規定する児童育成支援拠点事業、同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適當であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなけれ

ばならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五第二項の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、捜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料及び当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したことを証する資料を提出しなければならない。
- 4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。
- 5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。
- 6 第一項の規定による臨検又は捜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることいかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

- 第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。
- 2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

- 第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

- 第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は搜索に際しての必要な処分)

- 第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

- 第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

- 第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

- 第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

- 第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせ

ず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(審査請求の制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、審査請求をすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。

- 2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。
- 3 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。
- 4 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 児童相談所長は、第四項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。
- 7 都道府県は、保護者への指導（第二項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要な措置を講じなければならない。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護（以下「第三十三条一時保護」という。）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設（次項において「措置施設」という。）の長は、内閣府令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 1 当該児童との面会
- 2 当該児童との通信
- 3 措置施設の長は、前項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 4 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該児童と当該保護者との面会又は通信を認めたとすれば当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときは、児童相談所長は、内閣府令で定めるところにより、当該面会又は通信の全部又は一部を制限することができる。
- 5 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は第三十三条一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。
- 6 第三十三条一時保護が行われている児童に対して当該児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

- 7 児童相談所長は、前項の一時保護を行った、又は行わせた場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている、又は適当な者に委託して、一時保護を行わせている場合（前条第一項の一時保護を行っている、又は行わせている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を探ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は第三十三条一時保護が行われ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童

虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事又は児童相談所長は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- 3 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、内閣府令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 5 第一項の規定による命令が発せられた後に施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合、第三十三条一時保護が解除された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部若しくは一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。児童福祉法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第十五項の規定により引き続き一時保護が行われている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同法第二十八条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判又は同法第三十三条第十四項本文の規定による引き続いての一時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事又は児童相談所長は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

（施設入所等の措置の解除等）

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭環境その他内閣府令で定める事項を勘案しなければならない。

- 2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。
- 4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第十三条の三 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（次項において「特定教育・保育施設」という。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（次項において「特定地域型保育事業」という。）の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童（同法第十九条第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。）又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ充分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者的心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた第三十三条一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

(児童の人格の尊重等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 児童虐待の防止等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

VI 民生委員・児童委員選任要領

平成 22 年 2 月 23 日雇児発 0223 第 1 号／社援発 0223 第 2 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知

第 1 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものである。

第 2 民生委員・児童委員の適格要件

民生委員・児童委員の推薦を受ける者の資格については、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。)第 6 条に規定されているところであるが、民生委員・児童委員制度にとって、適任者を得ることが最も重要であるため、法第 1 条、第 2 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条の趣旨の外、次の各号に掲げる要件を具備する者を選任すること。

また、男女比の極端な偏りがないよう留意するとともに、将来にわたって積極的な活動を行えるよう 75 歳未満の者を選任するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

また、現任の者を再任する場合は、民生委員・児童委員としての、これまでの活動実績も十分勘案すること。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富で、常識があり、社会福祉の活動に理解と熱意がある者
- (2) その地域に居住しており、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の住民が気軽に相談に行けるような者
- (3) 生活が安定しており、健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 個人の人格を尊重し、人種、信条、性別、社会的門地によって、差別的な取扱いをすることなく職務を行うことができ、個人の生活上、精神上、肉体上の秘密を固く守ることができる者
- (5) 児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉の仕事に关心をもち、児童の心理を理解し、児童に接触して指導することができ、また児童から親しみをもたれる者

第 3 選任に関する留意事項

- 1 地区住民に対して、民生委員・児童委員制度について周知を徹底し、制度に対する理解と認識を深めることにより、適格者の確保に努めること。
- 2 地域の社会福祉事業の実情、従来の民生委員・児童委員の構成、活動状況等を検討した上で選任基準等を作成し、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び民生委員推薦会委員長に事前に示すこと。
- 3 民生委員推薦会が都道府県知事に推薦する候補者を選任するに当たっては、直接の関係者に

よる推薦のみならず、自治会、福祉活動を行うボランティア団体、福祉活動を行うNPO法人、保健医療団体等多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。

第4 民生委員推薦会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているが、適任者を得るには、推薦の第一段階である民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)によるところが大きいため、推薦会委員については法第8条及び民生委員法施行令(昭和23年8月10日政令第226号。以下「施行令」という。)第1条、第2条の外、推薦会の運営については施行令第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の外、それぞれ次の事項も考慮し、推薦会委員の委嘱及び運営を慎重に行うよう管内市町村長に周知すること。

1 推薦会委員の委嘱

- (1) 市町村長は、政治的その他の利害関係で委嘱してはならないこと。
- (2) 新たに委嘱する際は、民生委員・児童委員制度、推薦会の任務及び運営方法等について講習会を行う等の方策を講ずること。
- (3) 議会の議員が議員の資格以外の資格で推薦会委員となることは、法第8条第2項の趣旨に反するのでこれを避けること。
- (4) 推荐会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- (5) 推荐会委員を各分野から委嘱することは、広く各方面より民生委員・児童委員としての適格者を発見し、推薦することを期待する趣旨であり、それぞれの利益代表を求める趣旨ではないこと。
- (6) 推荐会委員を民生委員に推薦することは、多くの弊害が予想されるので避けること。ただし、民生委員の資格において推荐会委員に委嘱された者が民生委員・児童委員に推薦されることは、立法の趣旨よりみて差し支えないこと。
- (7) 推荐会委員が、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合には解嘱されること。

2 推荐会の運営

- (1) 推荐会の会議は、自主的に運営されるとともに、都道府県知事等が示した選任基準等とともに具体的な推薦基準を定め、適格性を調査するに足る資料に基づいて行い、政治的利害その他の利害関係等により推薦することがないよう十分留意すること。
- (2) 定数を超える候補者を推薦する場合には、推薦順位を付すること。また、定数どおり適任者が得られないからといって、政治的その他の理由で便宜的に不適任者を推薦しないこと。
- (3) 推荐会の会議は必ず非公開とし、推荐会委員並びに幹事及び書記は、議事に関しては秘密を厳守すること。
- (4) 幹事及び書記は、市町村の職員を充てることが適當であること。
- (5) 推荐会の会議の状況は、記録して保存すること。

3 推荐会準備会の設置

市町村の区域が広域であり、推荐会で候補者の適否を十分知ることが困難なため、地域の実情に応じた適当な区域ごとに候補者の下調べを行う推荐準備会(以下「準備会」という。)を設置する場合は、委員構成を推荐会に準ずる構成としたり、準備会委員に対する必要な知識の周

知を徹底すること等により、準備会の適正な運営に配慮すること。

第5 地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

民生委員・児童委員の委嘱手続にあたっては、法第5条に規定されているところであるが、都道府県知事等が民生委員・児童委員の審査及び適否に関する意見を聴取する地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会(以下「審査専門分科会」という。)の運営について果たす役割は重要であることから、社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号。)第11条及び社会福祉法施行令(昭和33年6月27日政令第185号。)第2条の他、次の事項も考慮し、審査専門分科会委員の委嘱及び運営を慎重に行うこと。

- 1 審査専門分科会委員のうち、都道府県、指定都市又は中核市の議会の議員である者は常に、審査専門分科会委員の現員の3人以内とするよう留意すること。
- 2 審査専門分科会委員の男女比は、極端に偏ることのないよう留意すること。
- 3 審査専門分科会の審査方針を明確にし、でき得れば事前に市町村長及び推薦会の委員長に明示すること。
- 4 審査専門分科会委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長はその指名を取り消すことができること。

第6 委嘱手続に関する留意事項

- 1 都道府県知事等は、民生委員・児童委員を推薦するときは、民生委員・児童委員推薦名簿(様式第1号)を地方厚生(支)局長に提出すること。
- 2 委嘱辞令の伝達は都道府県知事等において、できるだけ速やかに行い、民生委員・児童委員としての自覚を促し、その活動意欲を昂揚するよう配慮すること。
- 3 民生委員・児童委員が委嘱されたときは、地区住民に、その者の氏名、住所、担当区域、担当事項等を周知させる方途を講ずること。
- 4 委嘱された後は、「民生委員・児童委員の研修について」(平成14年5月22日雇児発第0522001号社援発第0522001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)を踏まえ、地域の実情に応じて適切に研修を行うこと等により、民生委員・児童委員として、職務に必要な知識及び技術を修得することで資質の確保・向上に努めるとともに、活動意欲の醸成を図ること。

第7 解嘱手続に関する留意事項

- 1 法第11条第1項各号に規定する解嘱事由は、次のとおりであること。
 - (1) 「職務の遂行に支障があり」とは、主として長期出張、その他居所の変更等により、事実上職務を行うことができない場合をいい、「これに堪えない場合」とは、主として怪我や疾病等のため、事実上職務を行うことができない場合をいうこと。
 - (2) 「職務を怠り」とは、法第14条、児童福祉法第17条に規定する職務を怠ったことをいい、「職務上の義務に違反した場合」とは、法第15条及び第16条の義務に違反したことをいうこと。
 - (3) 「民生委員たるにふさわしくない非行」とは、刑法に規定する罪を犯した場合等をいうこ

と。

なお、法第 11 条及び第 12 条は、任期中に本人の意思に関わらず解嘱する場合の規定であり、上記（1）～（3）に該当する場合であっても、本人から辞職の願い出があった場合は、この規定にかかわらず解嘱できること。

- 2 市町村長又は推薦会は、民生委員・児童委員が法第 11 条第 1 項各号の 1 又は第 16 条の規定に該当すると認めた場合には、その理由を付して、その解嘱を都道府県知事等に内申することができること。
- 3 都道府県知事等は民生委員・児童委員の解嘱を具申しようとする場合は、市町村長が内申しした場合を除き、審査専門分科会委員の意見を聞く前に、市町村長にその事情を調査させ、かつ、その意見を聞くことが望ましいこと。
- 4 法第 12 条第 1 項の規定により、審査専門分科会が民生委員・児童委員に対して通告する場合には、本人が 2 週間以内に意見を述べないときは、解嘱の異議がないものと認めて処理する旨を併せて通告させること。
- 5 法第 12 条第 2 項の規定による民生委員・児童委員の意見は、書面又は口頭で行うことができること。
- 6 審査専門分科会は、解嘱に同意するかどうかを審査したときは、その結果を都道府県知事等に通知すること。
- 7 民生委員・児童委員の解嘱の具申を行う場合は、審査専門分科会の同意を要し、同意がない場合は解嘱の具申はできない。この手続は委嘱時に意見を聞くこととは異なるから慎重に行うこと。
- 8 都道府県知事等は、民生委員・児童委員の解嘱を具申するとき及び民生委員・児童委員が死亡したときは、民生委員・児童委員解嘱具申書(死亡届)(様式第 2 号)を地方厚生(支)局長に提出すること。

VII 主任児童委員選任要領

平成 13 年 11 月 30 日 雇児発第 762 号／社援発第 2115 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知（平成 22 年 2 月 23 日一部改正）

1 定 数

主任児童委員の定数は、平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 433 号社援第 1145 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の定数基準について」の 2 の「主任児童委員配置基準表」により算出された数とすること。

なお、地域の学校数や児童数等にも配慮した配置とする等、地域の実情を踏まえた弾力的な運用を行うことも差し支えない。

2 推薦の基準

主任児童委員に指名されるべき者は、昭和 37 年 8 月 23 日厚生省発社第 285 号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 1 推せんに関する事項」の「1 民生委員・児童委員の資格要件」及び昭和 37 年 8 月 23 日社発第 547 号厚生省社会局長・児童局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の「第 3 民生委員・児童委員の適格要件」並びに平成 22 年 2 月 23 日雇児発第 0223 第 1 号社援発第 0223 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第 2 民生委員・児童委員の適格要件」に該当し、かつ以下に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい者であること。

- (1) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。
 - ① 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した者又は里親として児童養育の経験のある者
 - ② 学校等の教員の経験を有する者
 - ③ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する者
 - ④ 子供会活動、少年スポーツ活動、少年補導活動、P T A 活動等の活動実績を有する者
- (2) 女性の積極的な登用に努め、民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めること。
- (3) 原則として、55 歳未満の者を選出するよう努めること。

なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるので留意すること。

3 推薦及び指名手続

(1) 推薦手続

主任児童委員を推薦するに当たって、民生委員・児童委員としてふさわしい者を民生委員推薦会で推薦することとなるが、さらに市町村等で独自に「推薦準備会」等を設け推薦会に協力、援助等を行っている場合には、その推薦準備会等のメンバーに常日頃から児童福祉問題に关心

を持ち、児童の健全育成活動に関する心構えや必要な知識について十分周知徹底されている者を複数含める等の配慮を行うこと。

また、主任児童委員の指名は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条の規定による推薦に基づいて行い、同法第6条第2項により都道府県知事（指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。）及び民生委員推薦会が主任児童委員として民生委員の推薦を行う場合には、平成22年2月23日社発第0223号第1号社援発0223号第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局・社会・援護局長連名通知「民生委員・児童委員の選任について」の別紙「民生委員・児童委員選任要領」の様式第1号の「民生委員・児童委員推薦名簿」の備考欄に主任児童委員として記入するなどの方法により当該民生委員が主任児童委員として指名されるべき者である旨を明示しなければならないものとすること。

(2) 指名手続

都道府県知事が、昭和37年8月23日厚生省発社第285号厚生事務次官通知「民生委員・児童委員の選任について」の「第2 委嘱に関する事項」の「3 委嘱方法」により委嘱に係る辞令の伝達を行う際には、併せて主任児童委員の指名に係る辞令を交付すること。

(3) その他

主任児童委員に欠員が生じたことから区域担当の民生委員・児童委員を主任児童委員に指名する場合、もしくは、区域を担当する民生委員・児童委員に欠員が生じ、主任児童委員を区域担当の民生委員・児童委員にする場合には民生委員・児童委員の解嘱をすることなく、主任児童委員の指名もしくは指名の解除をすれば足りるものとする。この場合、都道府県知事は様式第1号を地方厚生(支)局長に提出すること。なお、指名の解除は、様式第2号の交付をもって行うことになるが、辞令の伝達は、平成13年11月30日厚生労働省発雇児第414号厚生労働事務次官通知「主任児童委員の選任について」の「2 推薦及び指名手続き」により、都道府県知事において行うこと。

VIII 民生委員・児童委員の定数基準について

平成 25 年 7 月 8 日 雇児発第 0708 第 9 号／社援発第 0708 第 7 号

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長連名通知

1 定 数

民生委員法第 4 条の規定に基づく民生委員・児童委員の定数は、市区町村ごとに次の基準により、各市区町村長の意見をきいて都道府県の条例で定める。(平成 26 年 4 月 1 日から)

定数設定にあたっては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数定について留意することとされている。

2 基 準

(1) 「区域又は事項を担当する民生委員・児童委員配置基準表」

区 分	配 置 基 準
1 東京都区部及び指定都市	220 から 440 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
2 中核市及び人口 10 万人以上の市	170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
3 人口 10 万人未満の市	120 から 280 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人
4 町 村	70 から 200 までの間のいずれかの数の世帯ごとに 民生委員・児童委員 1 人

(注) 1 本表による市区町村の人口は、地方自治法第 254 条に規定する人口とする。

2 市区町村の廃置分合又は境界変更、若しくは所属未定地等の編入があった場合の本表による市区町村の人口は、地方自治法施行令第 176 条及び第 177 条に規定する人口とする。

(2) 「主任児童委員配置基準表」

民生委員法第 20 条の規定に基づき組織された民生委員協議会の規模に応じて次表により算出された数とすること。但し、民生委員協議会の規模に主任児童委員の定数は含めないものとする。

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数 39 人以下	2 人
民生委員・児童委員の定数 40 人以上	3 人

IX 児童委員の活動要領

平成 13 年 11 月 30 日 鹿児発第 763 号
(平成 16 年 11 月 8 日一部改正)

第 1 児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第 2 児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票を参考に正確に記録を行うよう努める。

なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。

相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

① 妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。

② 市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

① 児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。

② 児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。

③ 地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力をを行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

① 児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的な資料を収集し、関係機関に提供する。

- ② 俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。
- (4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等
児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。
- (5) 事故等の防止
交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。
また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。
- (6) 児童の非行防止
喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。
また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童を取り巻く家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

- (1) 発生予防
子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力を行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を奨励し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。
- (2) 早期発見・早期対応
児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い、児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。
- (3) 再発防止
市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。
- (4) 児童虐待防止ネットワークへの参画
住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

- (1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申
法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。
- (2) 自発的な意見具申
児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3 主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力することである。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うこと必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

第4 児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るために、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的な事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

(別添)

No.

児童票

I ケース処理開始の状況

受付経路	1 発見 2 その他()	開始年月日	令和 年 月 日
申請者 氏名		児童との 関係又は 続柄	
連絡先	TEL () 番		

II 児童・家族の状況

氏名 ふりがな	現住所		都道市町 郡 番地 府県 区村	TEL () 番
出生年月日 平成 令和 年 月 日	就学等 の状況		就学中 (校 年) 就労中 () その他 ()	
保護者 氏名	(児童との続柄 :)		都道市町 郡 番地 府県 区村	TEL () 番
家族の状況	氏名	年齢	続柄	備考
		歳		

ケースの概要

記

録

最終処理先	1 市区町村	2 児童相談所	最終年月日
	3 福祉事務所	4 保健所	
	6 学校	7 その他 ()	令和 年 月 日

児童票記入上の注意

- 1 取扱い1件について1票を使用すること。
- 2 児童委員の取り扱う内容は、個人の秘密にわたるので記載事項が洩れることのないよう特に留意すること。
- 3 「No.」は、例えば7年度の第1号を7—1のように略号で記入すること。
- 4 「ケース処理開始の状況」は、下記を参照すること。
 - (イ) 「受付経路」は該当する番号を○で囲み、「その他」のカッコ内は、例えば、児童相談所長、福祉事務所長からの調査の依頼があった場合は、「児相」、「福祉」のように記入すること。
 - (ロ) 「連絡先」は、例えば市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、児童福祉施設、学校、警察署、児童福祉司、社会福祉主事、母子自立支援員、女性相談支援員、保護司等ケースを処理するに当たっての連絡先を記入すること。
- 5 「ケースの概要」には、住居、収入等の状況及び家族の状況についても要約して記入するとともに、ケースに関して児童委員として気付いた意見等を記入すること。
- 6 「記録」は、日付を入れ要約して記入すること。指導を継続する場合には、本票に別の用紙を続けて、それに記入すること。
- 7 「最終処理先」は最終処理をした先を○で囲むこと。

(注) 本児童票については、児童委員の活動要領の最終改正（一部改正）が平成16年11月8日であることから、実際の例示は、昭和と平成の元号が用いられていますが、混乱を避けるために児童票に下線部を引いたように、平成と令和に修正してあります。

児童委員及び主任児童委員の手引
(令和7年)

発 行 宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号
(電 話) 0985(26)7570
(FAX) 0985(26)3416